

第八十回国会 大蔵委員会議録 第十一号

昭和五十二年三月十八日(金曜日)

午後一時一分開議

出席委員

- 委員長 小淵 惠三君
- 理事 小泉純一郎君
- 理事 保岡 興治君
- 理事 佐藤 観樹君
- 理事 坂口 力君
- 愛知 和男君
- 大石 千八君
- 後藤田正晴君
- 砂田 重民君
- 林 大幹君
- 村上 茂利君
- 毛利 松平君
- 山下 徳夫君
- 伊藤 茂君
- 大島 弘君
- 川崎 寛治君
- 只松 祐治君
- 貝沼 次郎君
- 高橋 高望君
- 小林 正巳君

- 理事 野田 毅君
- 理事 山下 元利君
- 理事 山田 耻目君
- 理事 永末 英一君
- 池田 行彦君
- 鴨田 宗一君
- 佐野 嘉吉君
- 丹羽 久章君
- 原田 憲君
- 村山 達雄君
- 山崎武三郎君
- 山中 貞則君
- 池端 清一君
- 川口 大助君
- 沢田 広君
- 村山 喜一君
- 宮地 正介君
- 荒木 宏君
- 永原 稔君

- 委員の異動
- 三月十七日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君

- 委員の異動
- 三月十七日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君

- 委員の異動
- 三月十七日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君

- 委員の異動
- 三月十七日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君

- 委員の異動
- 三月十七日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君
- 同日
- 永原 稔君
- 補欠選任 刀裨館正也君

ただいまより、両案について参考人から意見を聴取することいたします。

本日御出席をいただきました参考人は、税制調査会会長小倉武一君、同志社大学教授大島正君、名古屋市立大学教授牛嶋正君、全日本労働総同盟生活福祉局長小寺勇君、日本大学教授北野弘久君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

参考人各位には御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本委員会におきましては、目下、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を審査いたしておりますが、両法律案について、参考人各位のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただきませうとお願いいたします。

なお、御意見は十分ないし十五分程度にお取りまとめをいただき、その後、委員からの質疑にお答え願うことにならうと思っております。何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

それでは、まず最初に小倉参考人からお願ひ申し上げます。

○小倉参考人 私、ただいま委員長から御紹介がございました税制調査会長の席を汚しております小倉でございます。

【委員長退席、山下(元)委員長代理着席】

したがいまして、税制調査会のことを中心に少しお話を申し上げたいと思っております。特に参考になることは余りなからうかと思っておりますが、ちょっとお耳を汚したいと思っております。

税制調査会、ただいまの調査会は、昭和四十九年十月に時の総理から、「社会経済の進展に即応する税制のあり方」いかんという諮問を受けまして、四十九年それから五十年、さらにまた五十年というふうな答申をしてまいりましたのでございませうが、昨年はちょうど、もう一昨年の暮れからで

ございますが、昭和五十年代前期経済計画というものの策定があり、あるいは国会に参考資料として政府の方から提出されました財政収支見込みの試算というふうなものもございました。そういうものを前提にする限りは、少し長期的と申しますか、中期の経済計画をある程度頭に置いて、これに即応するような税制のあり方を考える必要があらうということその審議を要はいたしましたわけでありませう。もう昨年の暮れも少し押し迫る十二月に入りますのでそういう審議をいたして来たわけでございます。できれば本年度、五十二年でございませうが、五十二年の税制のあり方にも、この中期税制のあり方についての考え方が参考になればというふうなことで急いでまいりましたのでございませうけれども、何しろ項目も非常に多うございませうし、また経済の事情も必ずしもよく展望ができませんし、またこの項目もございまして、十二月に中期税制のあり方については中間報告をいたすということにとどまったわけでありませう。

中期税制のあり方につきましては、税制調査会としましては一部会、二部会というふうに分けまして、一部会は所得税等を中心とし、二部会では間接税あるいは資産税といったようなものを中心にして審議をいたしてまいりましたわけでございますけれども、以上のようなことで、各部会の部長から総会に報告するというところで、次には五十二年の税制のあり方に移ったわけでございます。その結果、すでに御承知と思っておりますが、税制調査会といたしましては、今年になりまして一月に入りまして答申をいたして、それで調査会としての会合はとどろあえず終わりました。自後、調査会は開催いたしてございませう。

そこで、五十二年の税制改正についての考え方でございませうけれども、一つは、ただいま申しましたような中期税制のあり方というふうなことを考えてみますと、わが国の財政、したがいまし

てまた税制のあり方ということについては、どうも根本的に考えてみる事項が多い。というのはいわゆる高度成長時代のように税収の確保が比較的容易に、また自然増収が相当期待できるというようなことはなかなかもう期待できなくなる。むしろ減税ではなくて増税ということを相当考えなければならぬ事態ではなからうかということは、中期税制のあり方を審議している途中、どうも大方の委員がそういうことについて理解を深めてまいったというようなこともございまして、五十二年度の税制改正についての審議については、そういうことが一つは背景になったかと思うのであります。

そこで内容でございますが、そういうような次第でございますので、大幅な税制の改正というわけには五十二年度はまいらなうというところは一つの前提的な気分であつたわけでございますが、しかし、景気の状態というようなことを考えてみますと、どうしてもここで景気を一段と浮揚する必要があるということから、大幅減税というようなことがもうすでに巷間言われておりますし、政党的方面でもそういう御主張もあらわれおるということでございまして、まずそういうことが大きな議題になったことは申すまでもございませぬ。

そこで、これは所得税を中心とする減税の問題になるわけでございますけれども、この所得税につきましては大幅減税、俗にいう「俗にいう」と言つたのでは失礼でございますけれども、一兆円の減税ということがもうすでに言われておりましたのでございまして、そういう大幅の減税、それからそこまではいかなくとも、いわゆる物価調整減税という程度のことでは考へたらどうか、こういう御意見、あるいはどうもこういう財政の状況だから、物価は上がっているけれども、やはり国民ないし納税者にはまたことしもがまんを願わなくちやならぬのではなからうか、こういう御意見と、分けてみますればそういうような三通りの意見がございました。いろいろ審議をいた

しました結果、どうも大幅減税というわけにもまいたらないから、せめて最小限度必要な物価調整減税というようなことに所得税を考へたらどうか。したがって、また、それに関連しての住民税というものを考へたらどうかということになったのが一点であります。

もう一つは、租税特別措置の整理合理化の問題でございます。これは一昨年の税制調査会でずいぶんいろいろ考へ方、項目等を整理いたしました結果、ある程度の整理合理化に歩を踏み出したわけでございますが、五十二年度はそれに引き続いてさらに合理化を進めるということで参つたわけでございます。その中心になりましたもの一つは利子配当課税の適正化でございますけれども、そのほか、交際費課税の強化等内容をいたしたわけでございます。

それから、新しく増税をお願いするというものについては、法人税あるいは所得税にはこの際触れられないけれども、景気対策であるとか中期税制のあり方等と余り関連がなしに考へられるものとしたしまして、印紙税と登録免許税については、背後にある負担力のことを考へて、若干の引き上げを図つたらどうかというふうなことが主として答申の内容になっております。

なお、これは昨年あるいは一昨年に引き続きでございますが、社会保険診療についての特例措置につきましては是正方ということもさらに重ねて答申をいたしたわけでございます。

以上のようなことが五十二年度の税制に関する税制調査会の答申でございますが、承るところによりまして、国会におかれましては、各党御相談の上、所得税の減税についてさらに三三億ということがお決まりになって、その関係の法案がやがて御審議になるといふふうなことでございまして、税制調査会として、そのことについて特にその後、会を開いたわけでございます。特に私からコメントといひますか所見を申し上げる筋でもございませぬが、税制調査会としては、調査会の答申の最小限度の物価調整のための減税がぎり

ぎりだろうというふうなことを考へておつたことを申し添えておきます。

なお、今後、五十二年度に入りますと、再び中期税制のあり方について検討を進めなければならぬと思ひますが、国会方面でのこの所得税の減税の上積みについては、今後の中期税制のあり方についてできれば支障のないように、一年限りのことにしていただいた方がよろしいのではなからうか——そういうふうに承つておりますが、その方が調査会といたしましての審議の関係においても好都合かと存じております。

簡単でございますが、以上をもつて私の冒頭の陳述は終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○山下(元)委員長代理 次に、大島参考人にお願ひいたします。

○大島参考人 私、ただいま御紹介にあずかりました同志社大学の岡正でございます。

本日、参考人として、今度の所得税法の一部改正について何か意見を述べ、こういうこととございまして、私は専門が文学でございます。税法のことなんかは、素人としては素人なりの理解がございましてけれども、専門家ではありませんので、そういうことは避けたいと思ひます。

委員長、十五分ぐらいよろしいですか。

○山下(元)委員長代理 そうですね。

○大島参考人 いまから半まではいいですね。(笑)ちよつと皆さんに笑つていただかないと、どうも素人ですから……。

新聞社で勝手に言つていのですけれども、いわゆるサラリーマン税金訴訟というふうな言つておりますが、本当は訴状はそういうテーマではなわけなんです。租税というものは、私、前々から考へておりましたことは、国政の基礎であるところ、どこの国の小説あるいは詩、そういうものを見ましても、かなり古い時代から苛酷課税というふうなものに對する激しい怒りがあるのですけれども、どういふわけか、わが国の文学作品には非常に乏しいのであります。たとえば、一番

古いところでは万葉集のあの山上憶良の「貧窮問答歌」があらますけれども、あれはどうもびしょびしょした感じで、ただまあ情けないというだけなんです。大体、あれよりもっと先の中国の詩経になりますと、「伐檀」というようなあいう有名な詩の中には、租税に對する、要するに買物でございませぬ、これに對する恨みというものが非常に強くあらわれてい。どうも日本の作品にはそういうものがない。源氏物語には、もちろん恋愛観はありますけれども、税金のことは余り出てこない。徒然草にもありませんし、枕草子にもない。ところが、ヨーロッパが近代国家になつてまいりますと、たとえば、皆さん大抵若いときにお読みになつたらうと思つたのですけれども、ディケンズの小説や何かには、一体税金はどこへ使われているのだとか、あるいはおざなりな社会福祉施設なんというものは、これは一体どういふふうな大案に對して批判が出てまいります。これは「オリバー・ツイスト」なんというのもそうでございます。しかし日本人はなぜそういうのか。やはり水田耕作民族なので、連れもて行こうらというふうな感覚があるのじゃないか、だから租税は取られるものであつて、取つたものがどういふふうに分配されるのか、そういうふうな感覚がわれわれは伝統的に非常に薄いんじゃないかと

いうようなことを漠然と考へておりました。

ところが、私は私がない私立大学の教師でございますが、三月十五日になりますとちよつとびり申告をしなければならぬ。何かよけいなものが、原稿料がちよつとちよつとあつたりしますと、申告をしに参ります。そうしますと、税務署の窓口における行政というのは、これはどう考へてもでたらめだな、これは税務官僚をやつてこられた方が何人かおられると思うのでまことに失礼でございますけれども、そう感ずることが非常に多いわけ

です。これは後でまた質問されたら話す機会があると思ひますけれども、そういうことが非常に多いので、一体租税というものは何かということを一逼

技術的に考へてみる必要がある。民主主義の先進

国型の一番権威というのはやはり最高裁の判例であるだろう、これが私がやるものについてどうあらわされてくるか、ただ本文が問題ではなくて判決理由の方がこれは問題なんだからひとつやろうというので、私は法律の専門家二、三人と語らってやった、こういうことでございます。

世間は、新聞記者はいろいろ物を知っている人もあるし、知らぬ人もいろいろいるわけですが、私のことをドン・キホーテなんと言っているわけでもありません。ドン・キホーテというものを言っているわけでもありません。ドン・キホーテというものの非常なこつけいさというものは、自分が正義漢だと思つてやつたことと思つて他人に迷惑を与えてしまった、まだ私は他人に、国民に迷惑を与えていないと思つたので、私はドン・キホーテではないのであります。大体これはドン・キホーテのような顔をしておりません。みんな私のことをドンチョ・ペンサというふうと呼んだりするわけでございます。

その訴状の中には、必要経費という項目、それと捕提率それから特別措置というのを三つ、三本立てにしたわけでありまして、これに対しては、これははしよつて申すけれども、大体あの膨大な判決を読んでいただいたらわかるのですけれども、ほとんど裁判所は認めております。ただ憲法判断だけ避けた、これが結果であつたわけでありまして、いまだに大阪の高級でそのまますつと続けておるわけでございます。

そこで私非常に感じますのは、税金が公平であるか不公平であるかということ、その訴訟をすつとやつていられるうちに感じましたことは、まず公平、不公平というのは垂直的に見る場合の——これは庶民感覚で申す場合でございますよ、垂直的に見る場合、たとえば特別措置だとか、たとえば医師のああいう優遇措置とか、そういうようなもの、あるいは大企業に対する優遇措置、これが庶民の中にはね返つてくるんだという、こういう感覚。それからもう一つは水平的に見た場合に、事業所得者あるいは農民とかという者と比べますと、給与所得者というのはブルーカラーとホワイト

トカラーとを問はずに、やはり非常に不公平な措置を受けている、こういうふうに感ずるのは、これは実感としてあるわけでございます。証人としてこの捕提率のところは三國町だとかあるのは和歌山県の印南町の住民たちですね、これは給与所得者を中心としたものでございますが、そういうのを挙げて、小さい町では如実にこれがはつきりあらわれてきておる、こういうふうな水平思考と垂直思考両方からくる不公平感覚というものはなかなかぬぐい切れない。ですから、所得税法の一部を、たとえば扶養控除を三万円上げて、それによつて日本の給与所得者の不公平感覚というものに、それはもうぬぐい切れるものではない。特に最近のようにあのロッキード事件とかああいうようなものが表面化して、日本の大蔵官僚というのはどうも黒幕だとか政治家には非常に弱いんだ、これを如実に感じますと、やはりどうしても承知できないかなる、こういうふうなのが実際の感覚ではないかと思つたのです。

一口に申しますと、この給与所得者には給与所得控除というものがございまして、これが一体どういう性格を持つものか、私の裁判を通じましてこれは国側の方で明快な回答をしております。そして、しかも私が訴訟を起してから以後、いろいろなふうには、その給与所得控除に対する考え方というものは二転、三転するといふやうなふうなものであつた、これはいいかげんにやられていゝのだ、こういうふうには私に思つております。

もう一つは源泉徴収でございますが、これは、源泉徴収のところは私どもの訴訟の中には入れませんでした。月ヶ瀬事件というもので一応最高裁の判決があるということ、これを総評の方で續けてやつておられるものですから、わざとこれは省いたわけでございますけれども、この源泉徴収というふうなもの、要するに庶民の税痛というふうな感覚を麻痺させる、税痛を麻痺させるというところは、非常にオーバーな言い方をしますと政治の腐敗を非常に早く招くんだ、こういうふう

さえ私は思つております。投票権だけ国民が持っているからそれで主権在民とは言えないのでありまして、税金を納めることによつて、それがいかに使われるか、そういうことを、自分の払つた税金が何に使われているか、その痛みを一つ一つみんなが感ずるようになるなければ日本の国政というものはよくならない。

たとえば大蔵省の方は、こういうふうな源泉徴収でなくて確定申告をみんなやるようにすると徴税費がかかるというふうには必ずおっしゃいますけれども、いまだつて、源泉徴収のああいうような仕事だつてみんな事業場が肩がかりをしていゝわけですから、そんなにたくさん徴税費がかかるわけはない、これは工夫いかによつて防衛できるものである。

また私は、税金というものが取りにくければ取りにくいほど政治家はしつかりしてくるんだ、ここに多くの国会議員の方がいらつしやいますけれども、税金が取りにくくなつたら皆さんの顔はもつともつと利口な顔になられるんじゃないか、こんなふうにはさへ思つたので、いまだつて利口な顔をしておられますよ、私なんかよりはるかにりつぱな顔をしておられる、しかしもつとりつぱになるのではないか、こういうふうには思つたのであります。これが要するに主権在民というものの本体ではないか、そういうふうには私に思つております。

それで、また底辺の部分に法律どおりに非常に厳しい。たとえばこの税金は一体雑所得になるのかそれから給与所得になるのかというふうには考へる場合でも、疑わしきは納税者の有利にとつていう原則が底辺の部分に対しては通らない、中小企業者に対しても同じではないかと思つたのです。そういうふうな非常におかしなところがあるのではありませんか、こういうものが抜本的に考えられなければ不公平感覚というものはなくならない、私はこんなふうには思つております。そして、たとえば私が非常に不思議だと思つたのは、所得というものは幾つかに分けて書か

れております。給与所得、雑所得だとか、あるいは山林所得とか、そういうふうに分かれて、十幾つかになつておりますけれども、いまのこの非常に変化の激しい社会情勢の中に、それだけで済むのかどうか。たとえば給与所得といつたつて、業種によつて非常に種類が違つていゝんです。これを十把一からげにして給与所得控除でくくつてしまつていゝところに非常に残酷さがある、こういうふうには私は痛感をしていゝわけでございます。確かに、京都裁判所の判決にありまして、われわれ給与所得者といふものは、ボーナスを入れますと十四回税の先払いをするわけでありまして、あの判決文の中では、二百万で飯に夫婦と子供二人というふうな標準家庭をとると、給与所得者以外の者に対して、郵便貯金のあの利子で計算すると、安く見積もつても一年に千四百六十六円損をしていゝ、こういうふうには裁判所は判断をしていゝわけでございます。ところがそれは僅少である、こういうふうには言つていゝわけですが、私はそうではない、僅少であつても取つてはならぬものは国民から取らない、これを返してやる、そういうふうな非常に不利をこうむつていゝ国民のためにこれを考へるといゝのが国政の基礎ではないか、こういうふうには非常に痛感をしていゝわけでございます。

まだ言い足りぬところがたくさんございますけれども、ちょうど半になりましたので一応打ち切ります。(拍手)

○山下(元)委員長代理 次に、牛嶋参考人をお願いいたします。

○牛嶋参考人 いま紹介にあずかりました牛嶋でございます。初めに、こういうところで意見を述べさせていただきます。ただ機会を与えられましたことを感謝しております。

一兆円減税をめぐるこれまでの国会審議及び国会の外の論議を振り返つてみますと、今後の長期税制を考へていく上できつめて重要な問題が三點ほど提起されていゝように思われるわけでございます。

その第一点は、低成長のもとでの経済運営において、税体系はこれまで以上に景気調整機能を持たねばならぬという点でございます。

その第二番目は、長期税制の確立に当たって必要と考えられる増税のための税源をどのような税目に求めるべきかという問題であります。

そして、その三番目は、低成長経済のもとでも所得税の減税のあり方、言いかえますと、これからも予想される税の自然増収をいかに配分していくかという問題であります。

以上、減税論をめぐる三つの問題点は一兆円減税の決着がどのようにいたしたとしても、今後長期税制の方向づけに深く関連を持つと思われただけに、十分な論議を尽くしておく必要があるというふうに考えております。

そこで、私もこの三つの問題をしばらくながら見解を述べさせていただきます。

先ほど大島先生からお話が出ておりましたが、私も先日一納税者として確定申告をしてまいりました。私の場合主な所得源泉は給与でありましても、ほかに原簿料あるいは講演料等の雑収入が若干ありますので、毎年確定申告をしております。そして、ことしの場合でございますが、申告書の記載を終えまして出てまいりました税額を見て、昨年と比べて大幅な増額になっておりました。金額ではちょっと申しにくいところもございまして、伸び率で説明させていただきますが、所得金額でございまして、五十年分を一〇〇としたしまして私の場合五十年分は一九でございまして、二九の伸び。少し働き過ぎたのではないかとこのように思っておりますが、ところが税額の方でございますが、五十年分を一〇〇としたしまして五十年分は一七一まで伸びております。もちろん所得税構造の異進性を考えますと、この計算結果については何ら問題はないと思っておりますが、一納税者としていたしましては、やはりこの税額の大幅な増加というのは非常に大きな負担であります。しかもこの所得の伸びの中には少な

くとも八ないし九の物価上昇分が含まれているわけでありまして、これに対応する税額の増加分は一層われわれの負担感を大きくしているわけでございます。

それで、財政学者としての立場を離れて、一納税者としての立場から率直に申し上げますと、税体系に景気調整機能を持たせる問題や、今後の増税の財源問題を議論する前に、とりあえず物価上昇に基づく実質的な負担の増加分については調整してほしいというのが率直な気持ちでございます。すなわち、物価調整減税は経済情勢のいかんにかかわらず実施すべきではないかというふうに考えております。初めに指摘いたしました三つの問題に関連して言いますと、これは低成長のもとでの税の自然増収の配分のあり方の問題と関連するわけでございます。

税の自然増収のうち、どれだけを減税に振り向けるべきかというルールにつきましましては、いろいろな基準が想定されます。たとえば、全体の租税負担率をできるだけ一定の水準に維持することに努め、租税負担率の引き上げに当たっては、税制改正を通じて明確に納税者の納得を得た上で行うというルールがひとつ考えられるわけでございます。この場合には、自然増収のうち租税負担率を引き上げる分だけ減税に振り向けるということになるかと思っております。

いま一つの減税方法といたしましては、物価上昇による増税分を減税するというルールでありまして、いわゆる物価調整減税の基準に基づいて、私なりに五十年分及び五十二年の減税額を計算してみたわけでございます。すなわち、まず「申告所得税の実態」というデータがございますが、これに基づきまして、税収関数を推計いたしました。そこから所得税の税収弾性を推定いたしました。私の計算結果では、現行の所得税制の税収弾性は一・七〇でございます。いま五十年の予想物価上昇率を九%、五十二年の物価上昇率を八%といたしますと、先ほどの税収弾性をを用いて計算いたしますと、物価上昇による所得税の増

取分というのは約七千億になります。この減税額は先ほどのルールで申しますと、この七千億を減税に振り向けるということになるわけでございます。これが、この議論の中では見かけない数字でございます。これが、減税ルールを確立するという問題を考えた場合、一つの根拠を持つものというふうにも考えまして、ここで提案したいわけでございます。したがって、先般野党の間で取り決めのありました三千億の上積みに対してさらに五百億を上積みするということがここから求められるわけでございます。

次に、減税財源が問題になるわけでございますが、これを考えていくに当たりますと、景気調整機能とそれから今後の税源問題とに密接に関連してまいります。すなわち、税源の確保の方法によりましては、減税が持つておきます景気調整効果と完全に相殺されてしまうということも考えられるわけでございます。また、財源確保の方法は、長期税制の確立のために必要な増税をどのような税目に求めていくかという問題に大きな影響を与えるものと考えられるからであります。

とりわけ所得税減税と企業課税強化との結びつきにつきましては、慎重な検討が必要であるというふうに思っております。それは企業課税の経済効果、特に企業の投資効果に対する抑制効果は大きいと考えられるからであります。したがって、一方で所得税減税を行いながら、その税源を企業課税強化によって埋め合わせしていくといたしますと、場合によっては消費需要が伸びても投資需要の回復がさらにおくれるという景気対策上の問題を残すおそれもあるわけでありまして、

景気対策の観点から申しますと、すべての減税財源を借り入れによるということが有効であると考えられますが、私は、ここでは所得税及び企業課税を含めまして、現行の税制が持つておりますさまざまな不公平要因をできるだけ排除し、調整し、そして長期税制確立のための条件づくりを行いながら、それに伴って出てまいります税の増収分を減税財源に充てていくといったような方向

づけを提案したいわけでございます。所得税減税が景気刺激策としての効果を十分に発揮するためには、減税財源と同時に減税の実施方法と減税の実施時期とが重要な意味を持つてくるように思っています。

まず実施方法につきましては、所得控除方式とあるいは税額控除方式、この中には戻し税方式も含まれると思っておりますが、そういうものが考えられますが、特に給与所得等の源泉徴収分につきましては、所得控除方式よりも税額控除方式の方が税負担の軽減の実感があるかというふうに考えてみます。ただ、税額控除方式の場合、徴税費に当たる減税実施費用が相当高くなるという問題があるわけでありまして、たとえば五十年分の納税額に占めて概算で税の戻しを行って、五十二年分の年末調整あるいは確定申告でもって調整を行うというふうな方法を考えて、できるだけ費用と時間を節約するような形で税額控除方式をとるべきではないかというふうに考えております。

また、実施時期につきましては、できるだけ早い時期に実施する方が効果的であります。こういった減税議論がなされてきた後で減税が行われても、それは景気刺激効果としてはそれほど有効には作用しないんじゃないかというふうに思われます。技術的には不可能かもしれませんが、たとえば年度初めにいずれの家庭でも出費がかさむわけでございますが、そういうときに戻し税方式で減税が行われますと、かなり大きな刺激効果を持つことが期待できるのではないかと考えています。

以上、最初に説明いたしました三つの問題についての意見を述べさせていただきましたが、後の質問のところでもまたこれについて補足させていただきますが、とりあえず、以上報告を終わらせていただきます。(拍手)

○山下(元)委員長代理 次に、小寺参考人にお願いたします。  
○小寺参考人 同盟の小寺でございます。私は、私の組織の勤労者の立場から、税制改正

につきまして三つの主たる角度から御意見を申し上げまして、御検討をいただきたい、こういうふうに思っております。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕  
まず第一点は、勤労者の負担軽減という問題であります。

勤労者の税制を軽くすることになりまして、最初に税制調査会の会長が申されました委員の圧倒的多数と変わる意見、こういうことになるわけですが、私も、もちろん現在の経済の状況あるいは財政の状況は一応承知いたしておりますし、さらに赤字国債で問題になっております本年度三十兆、あるいは五十五年五十兆が見込まれる、こういったことから増税が避け得ないのではないかと議論が多いことも承知をいたしておるわけでありまして、しかしながら、そういう議論も、国の財政ということでありまして、大切だとは思いますが、現実の勤労者の生活実態もひとつ十分に御注意をいただきたいというふうに思うわけでありまして。

実は、勤労者の立場からいたしますと、御承知のように、経済低迷によりまして最近賃金上昇はぐっと抑制されておりますし、他方インフレも、一けたすれすれというところまでは抑えられてはおりますけれども、依然として高い状況であります。それに加えて増税ということになりますと、悪条件のはさみ打ちということになってくるわけでありまして、税の納入割合で考えたいいただきますと御承知のとおり、勤労者の納税割合というのは他に比較しまして圧倒的に現在高くなっております。トローサンとかクロヨン以上で乖離をいまして見せております。したがって、勤労者としてはじみちじみちに納税をしておるわけでありまして、それに加えて、先ほど申しましたような悪条件が絡んでおります。そこで、私も自身も実質賃金の向上に見合せて税負担がどうあるべきかという議論になりますと、この議論を避けることはできないというふうには思いますが、少なくとも実質賃金を引き

下げるといふ方向で増税が行われるということになりますと、勤労者の生活自身が、現在でも先ほど申しました状況でありまして、これから先一層深刻化してまいるといふことを懸念いたさざるを得ないわけでありまして。そこで、少なくとも適正な税というものを考えていただく場合には、インフレ抑制の問題、それから賃金政策の問題、これらを勘案して総合的に整合していただくということが必要なのではなからうかというふうに思います。

しかしながら、そうしたことはかなり慎重な議論が必要でございますし、時間もかなり必要かと思っておりますので、当面の問題としましては、二つの角度からこの第一の問題についての検討を煩わしたいというのが私の考えであります。

第一は、現在でございますところの各種控除を適正な額に引き上げていただきまして、現在所得控除方式になっておりますのを税額控除方式に切りかえていただく、こういうことが一つ必要ではなからうか。それから第二番目に、給与所得控除率を引き上げていただく。これも重要な問題だと思っております。ただし、この場合には、その反面で上限額の復活というものを考えていただいても、その点は結構ではなからうか、こういう考え方であります。税額控除方式に切りかえることが妥当ではなからうかという目的の主たるところは、この控除方式によりまして累進性は高めていくというところに主たる目的を置いておられますので、その点は一言だけ申し上げておきます。

それから次に、第二の観点でございますが、これは先ほどから両先生からいろいろ御指摘されております不公正税制の是正という問題でありまして、私どもは特に納入割合についての改善措置を何とか進めていく方法はないものかということを考えていただく必要があると思っております。それに続きまして、やはり等しからざるを憂えるという観点で税負担についての国民的合意を得るためには必要でございますので、そうした観点から、第一番に、現在ありますところの各種の特別

措置を全面的に見直していただく。廃止というところでは申し上げませんが、全面的に見直ししていただく中で公正化に努力をしていただきたい。それから第二番目に、それと若干関係がございますけれども、企業課税を適正化していく必要があるのではなからうかというふうに思っております。たとえて言いますと、前者の分野では価格変動準備金の取り扱いあるいは特別償却の取り扱い並びに税制調査会の方ではすでに前から出されておりますところの医師優遇税制の取り扱い、こういったものがとりあえず特に速やかに検討されてい性質のものではなからうか。さらに後者の立場から考えますと、貸倒引当金の問題がございますし、交際費の課税強化の問題もあろうかと思っております。そうした点を公正化という立場からぜひ御検討を煩わしたい、こういうふうに思う次第であります。

第三の観点であります。これは私どもは福祉税制の推進というように呼んでおります。財政の減収額が苦しくなっておりますし、それによりまして税負担という問題の増加傾向というところを考えてまいりますと、どうしても重点配分ということが大切でありますし、重点配分の方法として目的税的分野としての福祉税制の推進ということがもつと大胆にされていいのではなからうかというものがこの第三の問題でございます。

たとえて言いますと、障害者の控除の引き上げの問題がありますし、老年者につきますと老年者控除とか老年者の扶養控除という問題もございまして。それから、たとえば勤労学生控除というのがございまして、年齢としてはその時代に並んでいまして、勤労未成年者の問題がございまして。そうした勤労未成年者の控除あるいは教育費の控除の新設、こういった点も問題点ではなからうかというふうに考えておるわけでありまして。それからさらに第二の分野としまして、福祉税制の推進では年金課税の問題とか退職金課税の問題がございまして。私どもは、年金につきましましてはむしろ非課税措置を考えていただいてもいいのではなからうか、こういうふうに思っております。

りますが、なかなか税制の女人筋からの問題が提出されて混乱しておるわけでありまして、その場合でも少なくとも年金所得者が実質的に税金を負担をしなければいけないというふうなことがなくならないように控除の引き上げというものを大きく考えていただく。本人が働いている場合には、その所得と年金との総合課税ということに当面落ちつくしてしましても、年金についての控除額を大きく引き上げてもらおう、そういった必要があるんではないかと、そういうふうに思っています。退職金課税につきましても現行よりなお再検討して引き上げていく余地があるのではなからうかというふうなことを考えておるところであります。

以上申しました三つの観点から、実は私どもは税制改正を要望しておりますので、以上申し上げまして私の意見を述べさせていただきます。以上であります。(拍手)

○小淵委員長 次に、北野参考人をお願いいたします。

○北野参考人 日本大学の北野であります。

私、本委員会におきましてもしばしば意見を述べておりますので、きょう申し上げますことも特に新しいことではなくて、かねてから主張してまいりますことを重ねて申し上げるというふうになると思っております。ただいま大島さんの裁判の話出まして、私も大島訴訟の法律家側の鑑定証人の一人として御協力申し上げておりますのですけれども、大島先生がおっしゃいましたことは私の意見でもありますので繰り返さないでおきたいと思っておりますが、その点、最初に申し上げておきたいと思っております。

今回の税制改正案におきまして、人的控除の引き上げでありますとか租税特別措置の整理合理化が予定されております。この点につきましては、私としては特に異論がございませぬ。

ただ、この機会に一兆円減税の問題につきましまして簡単に所見を述べておきたいと思っております。私は法律学の専攻でありますので、法律上の観点から申し上げたい、こういうふうに考えてお

ます。

景気刺激策として減税がよいかとかあるいは公共投資がよいかということが論議されておりますけれども、私としては、景気刺激策の問題とは切り離しまして減税問題を論議すべきでありますし、また論議することができるとは、こういうふうなことであります。と申しますのは、税制の社会的な不正というものがインフレによって拡大されるのであります。そしてそのような税制の社会的な不正自体が、実はインフレをさらに助長するという、そういう関係がございます。このように考えていきますと、インフレによって拡大される税制の社会的な不正を、低所得層を中心とする一兆円減税を行うことによって少しでも是正するということが必要になってきます。現下のインフレにおきましては、一兆円程度の減税は景気刺激策の問題とは別に行われなければならないということになってきます。

この財源として、現行税制の社会的な不正を少しでも是正すれば足りるわけであり、すなわち不合理な租税特別措置を整理したり、あるいは大企業を中心とする企業課税の合理化を行う、たとえばその方式として大企業の課税の累進税化を行えばさしあたりよろしいのであります。そのための一つの手段として会社臨時特別税のようなものをこの際もう一度導入してみることが考えられると思いますが、ともかく税制の社会的な不正を是正すればおのずと財源が出てくる、こういうことを申し上げたいと思えます。

なお、現代資本主義のもとでは大企業に対する課税につきましては、どうしても所得課税、インカムタックスのレベルだけでは制度的にも行政上の面からいってきましてもその不正というものを完全にキャッチすることができないという、そういう限界がございます。どうしてもそれを補うために資産課税のレベルの徹底が必要になってくると思えます。私としては、さしあたり土地を中心とする企業の固定資産税のあり方を合理化すべ

きであると考えております。東京都が提唱しておりますような固定資産税の不均一課税という考え方は、こういった観点からも十分に評価できるのではないかと、このように考えております。

一兆円減税の方法でありませうけれども、所得控除の方法ではなくして、一定の所得階層の者にのみ課税して税額控除の方法によって行うべきであると考えています。かねてから現代資本主義のもとでの恒常的なインフレに対処するために、私としては別は、恒常的な税法制度として物価調整控除制度を設けるべきであるという提唱しております。この控除はその本来の物価調整という観点からいって、また高額所得層に有利にならないようにするという観点からいって、所得控除の制度とはしないで税額控除の制度として設けるべきであります。

具体的に申しますと、毎年の物価上昇率にに応じて毎年のその控除税額を決めていくということになります。毎年の物価調整控除額は、いわば政府のインフレ阻止のための一層の努力を喚起する意味を持つものでありまして、その意味ではこの制度自体がインフレ阻止のためのインセンティブ、誘因措置であると考えていることであると思えます。今回問題になっております一兆円減税は、このような物価調整控除制度の考え方に従って実施されるべきであると考えております。

これに関連しまして非納税者世帯もインフレによって生活が圧迫されますので、物価調整に見合う生活補給金というものを支給する措置が必要になってきます。このためには予算の修正が必要になってきます。内閣の予算提出権と国会の修正権との関係が論議されておりますけれども、内閣の予算提出権を重視する立場から申しますと、国会の予算修正権には一定の法律の限界が存在する、国会は新しい項目の設定はできないという考え方が示されております。この考え方は憲法上は、予算問題というものは本来行政権の問題であるという古典的な理論を基礎としております。しか

し、この考え方は、財政議会主義を強調します日本国憲法のもとでは妥当でないのでありまして、最近の憲法学の理論として、予算というものは予算という名称の一種の法律である、レヒッツァツツであるという考え方が示されているのであります。いわゆる予算法理論というものが、わが国の憲法のもとで、日本国憲法の解釈論として主張されておるのであります。このような考え方からいいますと、少なくとも法的には国会の予算修正権には限界がないということになってきます。この機会に、財政権というものは本質的には行政権の一部であって、国会の予算議定権はあくまでそのような行政権への参与にすぎないという、先ほど申しました古典的な法理論は一刻も早く廃棄されるべきであると考えております。以上

は法理論的な見解でありませうけれども、運用上は、国会としましては、内閣の予算執行の立場を考えたとき、その予算修正というものはおのずと節度があつてしかるべきであると思えます。ともかく、インフレのための生活補給金を支給をするための新しい項目の設定ということは法的にも可能でありませう、また、ただいま申しました運用上も一定の節度の枠の中にあると考えるのであります。

以上の問題を別な観点から若干サポートいたしますと、私はかねてから、日本国憲法のもとでは、租税の法的概念というものはタックスペイヤのサイドに立つて、租税の徴収面と使道、使途面とを統合した概念として構築されるべきであるという主張をしております。つまり従来のわが国の租税概念というものは、租税の徴収面と使道、使途面を峻別する論に立っておりまして、税金の使道の問題は租税の問題ではない、タックスペイヤの問題ではない、税法の問題ではないという論理が、わが国の法律学に支配的であります。しかしそういう考え方はこの際検討されるべきでありまして、歳入、歳出を統合しました租税概念というものを憲法理論的に構築することができるのであります。そのような考え方に立つ

てこれからの政治のあり方を考えるべきではないか。先ほど申し上げました非納税者世帯に対する生活補給金の支給というものは、実質的にはこのように新しい租税概念を具体化、実現化するものとして憲法理論的にも十分に評価されねばならないと考えておるのであります。

次に、時間がありませぬので、一つだけ給与所得課税に関する問題について申し上げておきたいと思ひます。

給与所得課税につきましては、現行の給与所得控除制度自体に問題があります。これは大島訴訟で争われている点でありますけれども、給与所得控除というものは、政府の説明によりますと、もつとも政府の説明はしよつちゅう変わつておるのであります。これは昭和三十一年の政府の臨時税制調査会の答申でなされた説明でありませうけれども、それによりますと、給与所得控除というのは一般に概算経費控除の分、第二番目に勤労性控除の分、三番目に把握控除の分、キャッチする控除です。第四番目に利子控除の分、この四つのファクターからでき上がつておるといふ説明がなされておりました。

もつともこの説明は、大島訴訟が提起された後は御説明の仕方が若干変わつておりました。この控除のうちどれにウェイトを置くかについては政府筋の説明が動揺しているのでありますけれども、かつては、昭和三十一年以来こういう考え方がとられてきたのであります。わが国の政府の説明がしよつちゅう変わつておるといふのは、わが国の税制の立法過程におきまして、立法事実、憲法上レジスレイティブファクトと申しますけれども、そういう憲法上の立法事実という概念がわが国で希薄である。ある税制上の措置をサポートする社会科学的事実は何であるかという詰めがきわめて乏しいのではないかと。そのことがこういつた政府の説明の動揺になってあらわれておるのであるまいかと。いふふうな考え方がありませう。しよつちゅう変わるものであります。同じその国が法定によつても違つてくる、そういうことがあるので



す。ともかくその四つのフアクターがあるという前提で議論していきますと、この四つのフアクターをそれぞれ税法上、独立した控除項目とするのが望ましいのであります。そしてその上で、最初に申しました概算経費控除につきましては、給与所得者の必要経費の実態に即しまして一定額を法定する。この法定は、できることなら、給与所得の類型ごとに四つないし五つの類型に分けまして金額を法定することが望ましいと思ひます。同時に、税法におきまして実額控除制度を設ける。そしてその際、所得税法におきまして、給与所得の性質にふさわしい必要経費概念をはつきりと規定することが必要になってきます。

その必要経費の概念として論議すべき問題がたゞさんございませぬけれども、一つだけ申し上げておきますと、昨今、サラリーマンの固定資産税額は非常に増大しております。その固定資産税額のうち一定部分を給与所得の必要経費概念に含めることが検討されてよいのではないかとこのように考へております。もちろん、土地であるとか家を持つていないサラリーマンが支払う地代、家賃のうち一定部分も、同じく給与所得の必要経費概念に含めることは、十分に学問的に成り立つと考へております。そして納税者は、そういった法定控除額というものと実額控除額とのいずれかを選択するということになってきます。

なお、この給与所得控除額につきましても、現行の申上げたいことがたくさんありますが、現行の制度は頭打ちの制度を採用してありませんが、この頭打ちの制度がないのは合理的な根拠がないと私は理解しております。一般に勤労のために必要な経費というものは、特殊な職務を除きましては、収入金額の多寡に応じてそれほど変動はないと考へられるからであります。収入金額が一定の限度以上になりますと、それはほぼ固定化する傾向があると見てよいからであります。給与所得控除額というものを法定する以上は、立法技術的に

は頭打ちにすべきであるということになってきます。

あと一、二分ほどいただいて終わりにしたいと思ひますが、源泉徴収制度の問題にちよつと簡単に触れておきたいと思ひますけれども、源泉徴収制度というのは、収入金額の把握を容易にする、あるいは徴税や納税を容易にするというさまざまなメリットが存在します。しかしこの制度につきましても、立法論的に改善すべき余地が非常にたくさんあるのであります。たとえば源泉徴収の段階では徴収緩和の措置が不徹底である、あるいは、個々の源泉徴収行為自体の違法性につきましてもサラリーマンがどのようにして争うのかということについての権利救済制度がきわめて不備であります。

また年末調整を受けるかどうかという問題につきましても、私は、これは現行法のように強制すべきではなくて、現在は一定額以下のものにつきましても、これは年末調整を強制いたしておりますけれども、これは納税者側の選択に任せるべきであるというふうな考へております。理論的に非常に大事な問題でありまして、申告納税制度というのは、憲法理論的な観点から申しますと、国民主権主義、主権在民主主義の法的な表現であると思ひます。それができるものでありまして、その意味におきまして、年末調整を強制しないで国民の申告権というものを制度的に国民の側に留保せしめることが望ましいわけでありまして、それから源泉徴収制度の一番大きなデメリットは、源泉徴収を受けるサラリーマンに対してタックスペイヤーとしての意識を希薄ならしめるという点がございまして、そういう観点からいっても、年末調整を受けるかどうかはサラリーマンの選択に任せるということが望ましいのではないかと考へております。

大体時間が来ましたので、まだ申し上げたいことはたくさんございませぬけれども、後ほど質疑応答の段階で申し上げたいと思ひます。(拍手) どうも御清聴ありがとうございます。

○小淵委員長 以上で参考人からの御意見の開陳は一応終わりました。

○小淵委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。沢田広君。

○沢田委員 社会党の沢田広です。諸先生には大変忙しい中、貴重な御意見を拝聴させていただきました。厚く御礼を申し上げます。

委員長にちよつとお伺いをいたしますが、この意見は政府それぞれ担当機関は聞いておられるのであろうかどうか、その点ひとつ確かめておきたいのですが、どうですか。

○小淵委員長 現在、政府側からも山内審議官初め、大蔵省より聴取のため出席をいたしております。

○沢田委員 せつかくおいでをいたしまして、それぞれ該博な経験あるいは知識をわれわれに参考提示していただく。ここにおいでをいただくのは個人であつて個人でないものでありまして、言うならば国民の代表としておいでをいただいたわけでありまして、われわれも謙虚にこれを聞き、またこれを謙虚に生かしていく姿勢がなければならぬと思ふわけでありまして、また特に、われわれが生かすという立場と同時に、政府側がそれをどう生かすかということもきわめて大切な要素でありますので、そういう意味において、政府側にも時に触れて答弁をしてもらう場合があると思ひます。念のため最初に申し上げておきたいと思ひます。

各(左)方にお伺いはばらばらになります。その点、ひとつお許しをいただきたいと思ふので、まず最初に、大島先生にお伺いをいたします。

非常に貴重な訴訟を大変長い間御苦勞をなさつて行われたわけですが、税の公平について、現在の心境を含めながら現状についてどう考へておられるか、私の与えられた時間は四十分でございますので、その点も御考慮の上御回答

をいただきたいと思ふのであります。

○大島参考人 お答えになるかどうかわかりませんが、もう一度繰り返すことになるかもしれませんが、公平、不公平というのは、われわれ庶民が考えます場合に、垂直的な思考とそれから水平的な思考の二つがある、こういうふうな申上げます。それで、一つ、これは私の体験でございますけれども、私は教師でありますので、大学では奨学金の支給をやります。そのときに、これは誤解のないよう聞いていただきたいのですけれども、普通給与所得者というものが公平、不公平という感覚を持つ場合には、まず水平思考を先にやります。隣の業種ということをまず考へるわけです。それで奨学金の支給の場合に、給与所得者の場合は、これは私がちよつと学生主任をしていたしましたので、いまから十二、三年前でございますけれども、三等郵便局長の子弟ぐらいでも、これは税金から逆算するものですから、奨学金をもらえないという場合が出てくるわけでございます。ところがほかの業種のものであります。たとえば地方の駅前で五、六人、人を使って商売をやっているというふうな子弟、それから相当のビルハウスを持つているような農民の子弟、こういうものも三つに分けて仮に奨学金を与えるというふうな場合が出てくるのですけれども、その場合に、このもらつたものをどう使うかということを私一遍ずうつと聞いてみたことがあるんです。そうしますと、三等郵便局長の子弟、これは非常に印象に残っておりますが、すぐ授業料を納めると言うんです。ところがほかの業種の場合だと、スキーに行きます、もう一つはなはだしいのは、背広を買います。こういうふうな生活の実態というものがそこらばつと出てくるわけですね。これはやはりそういうものが無視できないのです。

それと、その次に来るのが、さっきも申しましたように、最近の例で言いますと、皆さん耳にたがることができるほどまたそんなことを言うかとおっしゃるかもしれぬけれども、ロッキード事件のよ





判例というものの取り扱いを、税調としては、今後いろいろな訴訟が行われるであろうと思うんですが、三権分立の今日であります、いわゆる判例が判例に基いてそれそれの税制の過ちを是正していくことは、この三権分立のたてまえからして当然の措置ではないかと思われませんか。その後、そういうことはもう一顧だにしない——これは憲法違反ではないという判決が出たことは事実です。そのことは、私も否定はしません。しかし、その判決文の中に、少なくともこれは解消するべきである、こういうふうな規定づけられたものを否定していく態度というのは、三権分立そのものを否定することになるのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○小倉参考人 お尋ねの趣旨が私、理解がしにくいのですけれども、最終判決が出て、現在の立法なり解釈論について問題がございますれば、当然これは税制上の問題としては改正すべき点は、政府はむろんのこと、税制調査会でも恐らく論議の対象になり、議題に供すべき筋のものであるというふうな存じております。

○沢田委員 次に北野先生。大変お待たせして申しわけありませんが、いまの租税特別措置法のこの裁判に關係をされました関係者の方といたしまして、私もそれ以外のことについてたくさん拝見させていただきまして、判決文の中にいろいろ示唆をされているものがあるのですが、不公正是正についてこの判決文は何を今日われわれに教訓として物語っているか。大変むずかしい質問になつてしまつたのでありますが、簡潔に、税法上どういふ点が問題点に残されたのか、もしお答えいただければ幸いです。

○北野参考人 お答えいたします。非常にむずかしい問題で、一時間レクチャアしても足りないような大きな問題でございますが、先ほど税調の会長に対する御意見が出ましたんですけれども、私かねてから先生と同じような考え方を持っております、日本の税調のメンバーは、

学識経験者はほとんどエコノミストでありまして、税制の問題はもっぱら経済上の観点しかとらえないという。法律学者は、通常は一人も入っておりません。ですから、人権論とか法律論とか憲法論という観点から税制を再構成するという発想はないのであります。したがって重大な国民の人権に關する問題として出されました京都地裁の判決すら、税調で公式には恐らく、委員に配付されたかどうか知りませんが、現にこれは係属中でありまして、会長先生はもっぱら経済学者でありますけれども、当然読むべきでありまして、ですからこれは政府の立法過程における問題として人権感覚の希薄、人権の欠落、こういうものがあるのではないかと思つております。私も、実際の経験としてよく承知しておりますけれども、日本の税制の立案担当官は、多く大学では法学をやつたんですけれども、実際立案するときにはもっぱら経済理論しかやらない、法律論をやる人は二流の人物であるという、そういう意識が大蔵官僚にございまして、それが今日こんなわけのわからない税制をつくつておるといふ一つの大きな原因であります。たとえばドイツの税法などを讀みますと、人権上の観点から見ますと、当時実額控除制度というものを税制で保障すべきであるというところが出てくるのですけれども、それを大島訴訟が提起されるまで気がつかない、こういうことあります。

裁判所の判決は、一口に申しますとそういうことを政府に反省を迫つておる。結論は違憲ではないと言つておりますけれども、判決理由中におきましてわりとほとんど同じような認定を行つておるのであります。ただ裁判所は二つの顔を持つておられて、判決理由中では最近の法律学の成果に賛意を表する、しかし結論としては、憲法上の判断の点では政治的な判断を加へまして結論を避けるという、そういう二元的な二つの顔を出しておられます。しかし判決理由中の判示事項は、と言つていいと思つても、われわれの考え方を全面的に支持しておると言つていいと思つて

す。

私は、租税特別措置のあるものにつきまして、ただいま御指摘の医師の社会保険診療報酬については特にそうでありませうけれども、かねてから立法裁量の枠を越えたものである、立法裁量あるいは立法政策の枠を越えた学問上全く合理性のない、憲法十四条が予定する不合理な差別に該当するものであるというを言つております。そういうことは裁判所も恐らく頭に置いてたいてい御指摘のような判決理由を書いたのだと思つて

大事なこととは、われわれとしましては納税者の立場に立つて税制論を展開すべきである。それは結局言葉をかえて申しますと、憲法論の観点から税制論を再構成することだと思つております。私は、憲法をずつと追求していきますとのおのずと税制上のあり方が決まってくる。ただ日本の憲法学者は税法学を勉強しておられますので余り議論しておりませぬけれども、今後憲法の各理論を個別的税制上の問題について立ち入つて検討していきますとのおのずと税制の方向は決まってくる、恐らく政策論議が入ってくる余地は非常に少なくなつてくるのではないかと、財政学者が出る幕が余りなくなつてくるのではないかと、このことを私は考えておりますけれども、そのことを京都の裁判所がきわめて抑えた形で、しかも鋭く国民に訴えておる、こういうふうな考へております。

○沢田委員 続いて北野先生、大変恐縮であります。大島先生とお二人にお伺いしますが、経費控除には老後の安定というものを含めるといふところが妥当と考えられますか。これは一つの例なのであります。労働の再生産、一般の勤労者、これは後で小寺さんにもお伺いしますが、先生にもお伺いしますけれども、いわゆる経費控除の中には労働者が自分の労働を提供して労働の代価として賃金を得る、その賃金を得ることによつて自分の家族を養ひ、同時に自分の老後の生活の保障を得る、当然そういう義務的なものを持つておる場合のこの経費控除の中には、将来の老後の

安定、現在の社会保障制度の未熟成の段階においては将来の老後の安定の経費まで本来ならば経費控除として認めるべきではないか、こういう意見もあるわけでありませう、これらの点を含めながら、現在の経費控除というものについてどういふふうにお考へになつておられるか、これは大島先生と北野先生にお伺いいたします。

○大島参考人 それではもう一度しつこいのですけれども、その捕捉率について私が実際に経験したことを申し述べます。

私が教えております学生の父兄にはいろいろな業種の方がおります。たとえばそういう人、まあわれわれの大学では小学校みたいだに父兄会というのがあるのでもすけれども、そこへ集まつてくる父兄が私に、あなたはいろいろのことを裁判で言つておられるけれども、あれは本当です、自分が実際に事業をやつてみてそう思つて、給与所得者は本当に気の毒だ、自分のところに雇つておる五人か六人の従業員も本当に気の毒に思つて、こういうのが大半でございます。それから私がよく学生を連れて食事に行く、これは京都の目抜きのところにある小料理屋でございますけれども、われわれが月に一回か二回行けるようなごくささいなように見るところなんです、そのマダムと云うのは宝石気味なんです。それで、ほかの客がないときに私の目の前にばつと五本の指を出すわけですよ。ダイヤがはまつておるんです。これ幾らに見えますか、さあ二、三百万円ぐらいかなあ、冗談でしよう、一千万ですよ。そして首に何かロケットみたいなのをかけておる。これ八百万だと言つておる。はあ、君のところはすげえんもうかるんだなあ、それはそうですよ、ここ十年間京都の一番目抜きでございまして自分事業をやつておつて、年収七十万で通るんだと言つておる。いいですか、年収七十万ですよ。だから私は

それを聞いたときに、ああ、あなた方がいいですね、大いにそれでおやりなさい、余りいい政治をしてくださいのだからそれくらいあたりまえかもしれませんね。私は、クロヨンというふうについておられますけれども、これは決してそこからたくさん取れというふうなことを一遍も言ったことはないです。本来ならば税金なんというものはよく考えてみるとそういうものかもしれないですね。収入を把握して何%かではなくてかけるといふような、個人の零細な企業だとか個人からさうむやみやたらに取るものではない、あるいはないのかもしれない。それが真実であるかもしれないのです。それで私はそのおみから、あなたいろいろ言われるのもっともですねというふうにならぬとある。こんな例はとりたてて申しますとまだあるのです。

それと非常におかしいのは、どこそこ協議団——その当時はまだ不服審判所がなく協議団と言っていた時代ですが、中部地方の協議団の人から、名前は書いてありませんでしたけれども、あなたの主張は全部正しいのだというふうな手紙が来たことがある。こういう手紙は、幾つか残しておりますが、まだかなりあるわけですね。それで私はそういうような意味で、こういうような捕捉率の不公平というのがやはり一番給与所得者には頭へびんとくるのだ。それから垂直的な思考に移る。そしていまお尋ねのありました老後の問題でございませぬけれども、なかなか実際にはそれすらもできない状態にある。物価の上昇、インフレ、それで少しぐらいい貯金しても全部それが飛んでしまふ。つまりやるうにもやれないというのが現状ではないでしょうか。

○北野参考人 将来の老後の安定のための支出は経費なのかどうかという御質問でありまして、非常にむずかしい問題であります。恐らく立法論として御質問あったと思っております。お答えいたしますけれども、私はやはり給与所得の場合の必要経費の概念というものと、通常の事業所得の場合

の必要経費概念は違つてしかるべきであると考えております。

したがって、そういう観点に立つて将来どういう必要経費概念を所得税法で確定するかというところは、今後いろいろな学問の研究成果を駆使してはつきりさせるべきだと思つております。ただ将来のための勤務に必要な経費の範囲でありますけれども、たとえばしょうちゅうですね。昔のニコヨンと呼ばれた人たちが、ああいう人にとつてはその日の一ぱいのしょうちゅうを飲む、あるいはビールを一ぱい飲むということは、まさにあすの勤務のための必要不可欠なものである。その程度のものであれば私はやはり将来今の社会通念に従つて必要経費概念に取り込んでいいのではないかと考えます。ただ一般的には、日本の、あるいは世界の多くの国の税法上の必要経費概念としては、実定法的には収入を得るために必要な経費であるというふうな言い方をしております。ただ、収入を得るために必要な経費というのは勤務の場合と通常の事業家とは違つてくるとは思ひますけれども、どの程度まで違ふのかというところは非常にむずかしい問題がございまして、将来の老後の安定というふうなそういう側面のものであれば必要経費概念の中に一般的に入つてこないんじやないか、ものによつては入つてくる。ただ、勤務所得につきましては、租税理論上アーインカムあるいはレバーインカムと呼ばれるものでありますので、所得の質が一般の所得と違つておられます。所得の質的な担税力が低いのであります。そういう点を考慮しまして、私先ほど申しましたように、必要経費の問題とは別に、給与所得特有の控除としまして勤務性控除、給与所得の持つ勤務性所得の特質を考えた、担税力の減殺要素を考えた、そういう特別の控除を法制化する、それによつて将来のための勤務者の生活の安定に資する、そういうことが考えられていいんじやないかと思つております。

○沢田委員 ダブつたら大変恐縮ですが、先生、時間の関係がありますので私もダブつてちよつと先生方に質問させていただきます。小寺先生、ちよつと関連して、お隣にお座りになつておられる、マイクがすぐそばですから、また続いております。牛嶋先生にもお願いいたします。小寺先生は、税の不正の分野について、当然勤務者の生活を守るために税金というものがわれわれの生活に大きな負担になつておる。公共料金を含めて、これは間接的な税金という取巻の形で行われておる。とすると、やはり労働組合としても当然政治的な分野にこれは介入し、あるいは政治闘争というものを深めていかなければならぬ、そういう必然性というものを保持しておられる。私たちは理解をいたしておるが、その点に對するお考えと同時に、福祉に充てる目的税というものの点について何かお話がありましたけれども、福祉というものは、これはどういふ意味の福祉をここではお話しされておられるのか。福祉に充てる目的税は将来考えるべきだとおっしゃられる気がいたしますが、その点の福祉とはどういふものについての目的税としてここで話したくなされたのか、その二点についてお答えをいただきます。

大蔵申しわけございませんけれども、牛嶋先生にも続いてお答えをいただきたいのですが、先生は、結論的には物価調整税というものは、私たちが簡単な受けとめ方とすれば、労働基準法上の超過勤務手当の割増し金みたいなものだ、いわゆる物価インフレにしたのは政府の責任で、二五%の割増しを払え、もつとらんと夜勤務をしたら五割を払えと同じように、物価調整税は、インフレを抑えていくためにも、当然インフレに相当して見合つたものの減税は行つていくべきではないか、こういう御説だと思つておられます。そういうことと受けとめてよろしいのかどうか、その点ひとつお答えをいただきたいと思つておられます。お答えいただいた後、小倉先生に最後にお答えいただくことがありますので、ひとつその時間も残しながらお答えをいただきたいと思つておられます。

○小寺参考人 最初の第一点のところ、ちよつと内容を私理解しにくかつたわけですが、同輩としましても当然政治活動が必要であるということも全面的に肯定しております。ただ、ストをそれについてやらぬというだけでございませぬ。第二の税制と福祉の問題なんです。たとえば現在の福祉政策の中の主たるもの、たとえば年金とか健保を見ました場合に保険システムが多いわけでありまして、他国におきましてはむしろナンヨナルでやつておるところもございませぬ。そういう接点として、むしろ福祉の問題というのは税制でとらえるかあるいは保険でとらえるか、こういう問題はあつておるわけですが、現状のおが国の状態からいいますと、どちらが正しいかという議論をしておるんでは時間だけかかりますので、そこで私どもは、むしろ直接的に税制に導入できる福祉の内容というものは、たとえば老年者で見ますと、老年者が働いておると直ちにまた給与所得が増す。そこで老年者控除というものを考へなくちやいかぬとか、あるいは働いていない老人に對しての扶養の控除率も控除額も現状で果たしていいのだからどうか、もつと大きくしなくちやいかぬのじやないかとか、障害者の場合も同様、もつと控除というところで福祉という観点からの思い切つた見直しをするとか、そういうことを御検討いただいたらどうか、こういうことを申し上げておるわけですね。

○牛嶋参考人 先ほど物価上昇による増税分と申しましたが、もし所得税構造が比例課税でございませぬと、この問題は起つてこないと思つておられます。私、先ほど計算の結果を申し上げましたように、実は税率弾性値が一・七ぐらいでございませぬ。そうしますと、いま物価による名目的な所得の増加が一〇%ありましては税負担の方が一・七倍、一七%ぐらいいふるわけでございます。その差額の七%については調整すべきだというふうなことで申し上げたわけでございます。

○沢田委員 小倉先生にお伺いいたしますが、先生は先般新聞の発表によりまして、この調査会の発表は一回ぐらいいの会合で皆つくれたのだ、こ

ういうふうに表示されております。一つの項目について一回ぐらいいか討論していい、やはり同じ問題で二、三回は議論する必要が、こういうふうにお話しされておられますが、その程度の討論でこれを発表されたものなんでしょうか、お伺いいたします。

○小倉参考人 お尋ねの新聞の報道でございますが、どういふことに関連してそういうことになったのか、私必ずしも定かたはございませんが、税制調査会の答申に即して申しますれば、答申ができてから各項目一回しか審議しないというところは全くなかった次第でございます。多分税制調査会の速記録などは役所の方から国会にお配りになっているのじゃないかと思っておりますが、それを知らなければ、そういうことはないということはおわかりになると思っております。

○沢田委員 いや、日経の松田論説委員との対談の中で、小倉先生が松田さんの質問に対して、「それはなかなかむづかしい。資産税、所得税、法人税、消費税というように分け、それにまたそれぞれ別の項目がある。だから一つの項目について一回ぐらいいか討論していい。やはり同じ問題で二、三回は議論する必要がある。」と一部会二部会の中間報告をするときに總會があつただけで、報告の結果を討議する時間はほとんどなかつた。だから大方の意見はこうだと一言でいうのは無理があります。「こういうことで中間報告を出された、こう言っているのですけれども、そのことを否定されるのですか。」

○小倉参考人 中間報告のごときでございますが、いまお読みになりましたのは大筋間違つておらないと思つてます。たくさん項目がございますし、一部会、二部会がございまして、總會は最初のととき最後の一回ですから、部会に出席にならなかつた方は總會のときの報告だけを聞いたというふうなことで、しかも議論する時間は十分なかつたというふうなこともございまして、これは部会に属してしよつちゅう部会に来られた方は、部会の所属の事項については必ずしも一回と

いうことではなかつたかと思つてますが、遠慮して言うと、お話しのようなことで間違つておるとは申しません。これは中期税制の中間報告のごときでございます。

○沢田委員 これは五十一年の十二月二十日ですから、その中間報告の前なんであるから、いま国会に出されているものであることには間違いないでしょう。

○小倉参考人 国会に出されております所得税なり特別措置法等の改正と全く無関係ではございませんけれども、現在国会に提案されておる税制に關連する税制調査会の審議及び答申は、いまお尋ねのこの中間報告が出た直後に始めて、去年の十二月からことしの一、二月にかけて審議をしたものでございます。

○沢田委員 じゃ、しつこいようであります。先生、この後何回ぐらいいかやられたのですか。この十二月二十日以後一項目について一回だ、その後何回やられたのでしょうか。

○小倉参考人 この項目はおのずから違うわけです。中期税制のときの中間報告で審議した項目と今回の提案になつておる税制についての審議とは項目が違ひまして、これは多少は連続がございまして、そう連続のないものもございまして。たとえば印紙税とか登録税については相互連続性がなかつたというふうなことでございまして。暮れから一月にかけてですから何回というわけにもまいりませんが、總會はたしか二回ばかり、それから起草委員会もございまして回数はいたしておると思つてます。

○沢田委員 この結果を見ますと、この判決文の三項に對する取り扱ひ、それからいままでも開かれておるこの税制調査会の経過を見ましても、大変恐縮な言ひ方でありまして非常にいいかげんな報告というふうに評価せざるを得ない。これは非常に無責任な報告をされたのではないかと思つたので、もう少し国民の税制を考へていただくならせんしあるいは報酬が少ないのかもわかりませ

しあるいは日程がお忙しい方が多いのかもわかりませぬけれども、それならば委員をかえるなり何かをして、これはやはりもつとまじめに、もう少しつばな、毎日でも国会に間に合うようにもう少しし実のある――抽象的にあつただかこつただか八方破れのような言ひ方をして報告をされるというところは、國會を混乱に陥れるための報告というふうにはしか評価をすることができないような報告がなされておることは、はなはだ遺憾であると思つてます。

今後十分この点はひとつ御注意をいたさうとお願いをいたしました。私の限られた時間もございませぬ、諸先生方には大変貴重な御意見を賜りましたことを重ねて厚くお礼を申し上げ、先生方の御意見も今後、筆々服膺とまではいかぬかどうかわかりませぬけれども、十分に私たちが努力することを誓ひ申し上げまして質問を終わりたいと思つてます。どうもありがとうございます。

○小倉参考人 お言葉返すわけでもございませぬが、ちよつと税制調査会の中期税制についての中間報告の趣旨と違つておるお考えをお持ちのようでございますので申し上げますが、いろいろの意見がある段階で世の中に発表する、そして税制調査会以外の方々の意見も今後反映していきたいということ、要するに中途半端の段階で、その段階までに出た問題、それからそれについての各種の意見を発表するということが目的であつたわけでございますので、Aと言へばある人はBと言つたやうなことになるおる内容そのまゝを、何らかの御参考にとつておる内容で発表することにいたしました次第でございます。

○山下(元)委員長代理 保岡興治君。

○保岡委員 自由民主党の保岡興治でございます。時間も三十分と限られておりますので、主として小倉会長に、税制調査会会長としてどうか、個人的な見解でもいいですから、もう少し先ほどの陳述に加えて詳しいお話を伺つてみたい、このように思つてます。

が、昨年五月の政府の五十年代前半の経済計画に基つて財政収支試算というものを政府が改定して出してきたわけでありまして。それを見ますと、五十五年度に赤字國債をゼロにするというところで試算してありますが、税収が五十二年度十八兆七千九百億であるものが、五十三年度になると一七・四％、五十四年度には二一・九％、五十五年度も大体同程度で、三年後に三十五兆五千八百億と、税が二倍近くなるという試算がされておるわけでありまして。これはいろいろの説明によりまして、税の自然増というものをに入れてもなお五、六兆円ぐらいいか財源が足りない、こういう重大な財政の危機になつておる。これに對しては、松田日経連の会長の松田試案というものも出ています。これなどは、この見通しでも大変だということ、さらに五十五年度には二兆円の赤字公債が残るといふような苦しい見通しもある。このよう

な状況でこの財源というものについてはつきりした見通しを持っていない。わが国の置かれておる国際的な激動の時代の進むべき道、國のあり方という基本にかかわつてきて、國全体が破産をして國民が大きな痛手を後世に負う結果になりかねない、こういう重大な事態になつておると考えられるわけでありまして、この点について、税制調査会において、会長として財政のあり方の基本についてまずどのように考へておられるか、少し詳しくお伺いしたいと思います。

○小倉参考人 ただいまのお尋ねの財政に關する收支の試算五十二年度のものも私も税制調査会の委員も資料の送付を受けておりますが、まだこの内容についての説明は承つておりませぬ。ただし、この前のこの前身になるような五十二年、昨年に出ました財政収支試算につきましては税制調査会でも正式に御説明があり、これを頭の中に入れてから中期税制のあり方を検討するということにいたしましたので、基本的な考え方は今回の試算も余り変わつていないのじゃないかと思つてますが、しかし、一年新しくなつておる

して、その間非常に大きな違いが出ておる

は、昨年洋見した試算よりはわが国の財政はさらに一段と深刻な事態になっておるといふ認識を新たにいたしておるのであります。

何でも、いまお尋ねのございましたように、五十五年度になりますと公債金収入の大部分、七割くらいですがが国債償還にまわってしまうことになるようにございまして、他方、しかし税収が見込まれておるのは、五十五年度から五十五年度まで年率二〇%を超えるような税収の増の見込みが立っておつてなかつたのでございまして、しかし、税収の見込み自身が試算でございまして、恐らくかような税収を上げることはなかなか容易なことではないと、税制調査会の皆さんなどのようにお考えになっておるか、まだ承る機会はございませんけれども、恐らく各委員深刻に受けとめて、いかにたたいまの財政を考え、またこれに即する税制のあり方をどうしたらいいかということについては、それぞれお考えになっておるのではなからうかと、さういふように感じております。

○保岡委員 オイルショック以来の現象でありまして、それ以来急に国債依存度が上昇してきておる。この上昇度合いを見ても、日本が来年度三〇%近くというところですが、先進諸国いづれもこの影響を受けて、多少なり国債に依存しているのですが、日本の場合は極端に依存度が非常に高いように思われるのです。さういふ状況にあつて、先ほど来税の負担感あるいはどういふ徴税や税制のあり方がいかに、税の負担を受ける国民の側から、税金を納める側からのいろいろな感じ方、さういふもの、的確に対応する税制はどうあるべきものであるかという観点からの御意見としていろいろ参考になる御意見もあられますけれども、国全体が倒れてしまえば、これは国民全部の生活の基盤が破綻に瀕するわけですから、やはり税収というものの財源の根拠はわれわれ真剣に考へておかなければならない。オイルショック以来の現象ではあるけれども、これは私は、全世界が第二次世界大戦以後だんだんナシヨナリズムが高進してきて、結局は一段階で発展途上国と先進諸国家の決定的な戦争が始まったのではないだろうかと思つておる。むしろ発展途上国が先進諸国家のルールを打ち壊し、そこに新しい、自分たちが参加した秩序を求めた、激動の時代に入つた。だから、資源がなくて貿易立国をしていく日本としては一時の現象としてこのオイルショック以来の財政状態の事態をとらえてはならない。これからがむしろ、五年、十年大変な事態になってくるのだといふ認識がなければならぬ。したがつて私は、ロッキード事件が昨年のいろいろな大変な状況になつた、しかしそれをきちんとすると同時になお税制のあり方などはさういふ感じ方、感覚的な受けとめ方以外にもっと財政全体の健全化ということについても重点を置いて、国民に理解を求める、思ひ切つたことをやらなければならぬ事態に來ておる、さういふふうな感じ方です。

さういふ観点から不正な税制の是正とかあるいは歳出面の経費の節減、合理化、これはいづれも重要でありますから、あるいは徴税の不正さ、さういふものも徹底して具体的な施策をとらなければならぬと思つておる。しかし一方において、いま会長がお答えになつた、あるいは税制調査会からの答中にも、そのうちいづれ一般的な税の引き上げをしなればならぬといふ御意見などは、もつと早目に具体策を出して、先ほど会長が言われたように、それで決定案というわけではないのですから、早くたたき台を出さなければ大変なことになる、さういふふうな感じ方がするのですが、さういふ観点からこの具体化についてどういふことを考へておられるか、それをお伺いしたいと思います。

○小倉参考人 お尋ねでございますけれども、多少私見になりますが、一九七三年から今日にかけての様子を見ますと、どうも時代が変わつてきた、経済の様子が非常に変わつてきた。その変わりようといふものは財政の支出の面にもまだ反映しておりませんが、また財政収入の面にもまだ反

映してない、両面ひとつ根本的に考へ直す必要があるのではないかと、気が率直に言つていたすわけでありまして。

支出の面はさつとしまして、収入の面につきましても、税制が主でございまして、税制も、この税制のあり方について、いかにあるべきかということも、先ほどもちよつと冒頭申し上げました中期税制のあり方ということも、昨年の後半、主として後半でございまして、精力的に実は審議をいたしましたわけでありまして、問題点もいろいろ出、各方面の意見もある程度出てまいつておるのであります。その後、たゞえば国会におきまします御議論なども、今国会等で必ずさういふ問題についていろいろ出るに違いないわけでございます。行政当局の方で、国会で出ました御意見あるいは問題点の御指摘等も審議に反映するようにいたしまして、できるだけ早い機会にひとつ、いわばたたき台と申しますか、御参考になるようなものを提示いたしまして御意見も承り、さらに固めてまいることが必要かと思つております。ただ、わたる範囲が法人税から所得税あるいは消費税あるいは新しい付加価値税といったようなものも審議の対象にあるいはなるかと思つております。あるいはまた富裕税とかさういふようなことも問題になりまして、また特別措置についての整理合理化というふうなこともさらに進める必要があるかと思つております。それを重点的に取り上げ、全体の税制上のバランスをどうとつたらいいかということについては、御質問、お尋ねのございましたように、できるだけ早い機会に審議に着手し、また早い機会に一応の大筋の結論みたいなものを得て、御批判を得て、さらに審議を進めるといふようなことがよろしいのではないかと、さういふふうに私個人としては考へておる次第であります。

○保岡委員 会長個人の御意見でもいいですが、もう少し詳しくお話を伺いたいと思つております。いま出てまいりました中に富裕税というのが一つありまして、よくちまたに、賛否両論いろいろ

ありますけれども、これだけの税収を確保する税目としては、一般消費税とか、付加価値税を導入する以外にはないだろうか、付加価値税を言われております。これはやれる政治状況にあるかとか、あるいはやるに先づいていろいろ解決しなければならぬ問題があるかという議論と、また別に、将来の税のあり方の一つの課目としても、前に発表された長期の財政見通しの中にも、付加価値税については十分考慮に値するといふような意見があつたと記憶しておるのであります。付加価値税の導入についてどういふふうな考へておられるか、それをお伺いしたいと思います。

○小倉参考人 付加価値税のことでございますが、税制調査会では、かつて付加価値税の導入について積極的に検討すべきであるという結論を出したことがあるわけでございます。これは私も承知をいたしております。その後、付加価値税の導入ということにつきましては、自然増収もたまたま非常に多く得られたといふような時が続きまして、具体的な導入についての検討は必ずしも十分進んでいなかったように私は承知しております。しかしさういふ付加価値税の導入がいかに悪いか、さういふ一般論、考へ方の時代は過ぎまして、具体的に、導入するとすればどういふことを行政的にあるいは徴税上考へなければならぬか、また、経済的には、導入するとすればどういふ時期がいのか、またしたがつて物価に及ぼす影響はどういふことになるのだろうかとか、中小企業との関係はどういふ便法があるのだろうかとかいふようなことを少し具体的に詰めて、これは導入するかどうかを決める前に、さういふ実務的な面まで含めた検討をした上で、さういふことなんでしょうか、どうであらうかというのを、そのときの経済あるいは政治事情もお考への上に御判断願う、その上で導入するかどうかということを決定願うということがいいんじゃないか。税制調査会では、ただ筋論だけで導入すべし、導入反対とい

うことを言っておる時期はもう過ぎたような気が  
実はしてあります。

○保岡委員 私、先ほど申し上げたような理由  
から、これは導入するかどうかということを決定  
する前に、いろいろ欠点もあるでありまいようか  
ら、それを是正する方法が具体的にどういふもの  
があるのかというようにをいろいろ検討した  
上で、国民に早く示して理解を求め、そして選択  
を求めていかないと、あれを先にやるべきだ、こ  
れを先にやるべきだという議論では、先ほど大島  
参考人も言っておられたように、税の負担感、そ  
ういったものからいくと、単にそれを感覚的にと  
らえる。国民としてはできるだけ税が軽減されそ  
れにこしたことはないという感情はもつともであ  
りますから、そういった感情に押し流されること  
がないように、できるだけ早い機会に具体的な案  
を国民に示すべきである。大方の検討をする必要  
がある、そのように考えますので、よろしくお願  
いを申し上げたいのですけれども、この付加価値  
税については、ヨーロッパ諸国でももうすでに  
EC諸国でやっておるということでありまして、  
そのEC諸国の付加価値税のあり方について、う  
まくいつておるといふふうな御認識があるのか、  
あるいはどういふ問題点があるというふうなこと  
を考慮しておられるか。これはまだ会で審議をした  
わけではないので、会としての意見はお  
述べにないと思いますが、会長御自身の御意  
見を聞かせていただければ幸いですと思ひます。

○小倉参考人 私も詳しく存じておるわけでもござ  
いませぬが、ヨーロッパ諸国、ECを中心とし  
た諸国は付加価値税を導入しておりますが、大体  
においてうまくいつておるといふふうな聞いてお  
ります。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕  
ただし、これは見方によって違うわけございま  
して、たとえば、日本の中小企業の方々が向こう  
へ行って調べておられると、やはり中小企業等に  
ついてはECでもいろいろ問題があるんだとい  
つたようなことを指摘される向きもございませぬ

し、そういう報告書も一部はいただいております  
でございますが、大体においてはうまくいつておる  
という評価でございます。したがって、また、日  
本に大幅の増税といふ場合は、付加価値税が最も  
考えなければならぬ場合には、付加価値税が最も  
有力な一つの考え方でないかというふうな私ど  
もも考えておるわけでございます。

ただし、ヨーロッパ諸国と日本とは少し事情が  
違う点がございます。これは釈法に説法になる  
わけでございますけれども、経済構造が違うとい  
うことになるのでございませぬか、あるいは中  
小企業、零細企業のウェイトが違ふということに  
なるのでございませぬか、そういうことがござ  
います。

それから、もう一つぐあいの悪いことは、これ  
はEC諸国も導入の時期は国によって無論それぞ  
れ違うのでございませぬが、どうも時期として、毎年小  
売物価が一割近い程度に上がるといふようなこと  
が去年、ことしを見ますと想定されるわけです  
が、そういう時期には、これは必ずしも適当でな  
い。もう少し物価が安定をするといふたようなこ  
とがいいんではないかということが考えられるわ  
けであります。

もう一つございませぬのは、間接税あるいは消費  
税といふことです。そういうことに従来比較的なれ  
ておった国と余りなれてない、日本のように戦後  
直接税中心でいきまして間接税のウェイトが非常  
に低い国と、フランスのように間接税が付加価値  
税というふうな税制に切りかえる前から非常にウ  
ェイトがあつて、所得税よりは間接税といふのが  
国民的な合意が得られやすいといふたような、ど  
うもそういう雰囲気といふますか国民的な感情も  
あるといふようなこともあるようございませぬ  
で、その辺の国情の違い、経済の違いといふよう  
なものもやはり考えてみる必要があると思ひま  
す。

○保岡委員 財源のあり方として、直接税、法人  
税なし所得税に、今度これらからだけ増収を  
して得る余地があるか、その点についても十分検

討しなければならぬと思ひますが、付加価値  
税あるいはその他の、いまお話ししているような検  
討をするについても、その点の限界といふことも  
またよく検討しておかなければならぬ。

そういう観点から、ちょっと大まかな質問にな  
りますが、直接税の面での増税の余地、限界とい  
うものについて、御意見を伺いたいと思ひます。  
○小倉参考人 これは外国と比較するだけで能て  
ございませぬけれども、欧米諸国と比べてみる  
と、これは政府の資料でございませぬが、アメリ  
カを除くと日本は直接税のウェイトが非常に高い  
ことになっております。これは恐らく間違いがな  
いのではないかと思ひますが、地方税を入れると  
いうことになりませぬと、これはアメリカでは州の  
税金がどうもよくわからぬようでありませぬが、間  
接税は主として州の税金になっておるようござ  
いますので、恐らく連邦だけの税を比べてみると  
アメリカの方が直接税は高いですけれども、日本  
の地方税、それはアメリカの州の税金を入れる  
と、日本とアメリカとは肩を並べてどうも直接税  
のウェイトが高い国になっておるのではないかと  
先ほどからも所得税の減税のお話、御意見もご  
ざいませぬけれども、そういう御意見もあるほど  
に、所得税にさらに負担をお願いするといふのは、  
どうもこの国内の事情あるいは外国との比較  
からいっても、ちょっとむずかしいような気がい  
たします。しかし、どこかにこの税源を求めなけ  
ればいかぬといふような場合に、所得税は全然頭  
から考えないといふわけにもこれはまいらぬかと  
思ひますが、ただいまのところそんなような気持  
ちでおります。

○保岡委員 法人税についてはいかがでございま  
すか。  
○小倉参考人 法人税については、これはいろいろ  
御意見がございまして、もつと法人の方から、企  
業から税金をいただいた方がいいのではないかと  
あるいは法人にも累進税率を適用してみたらどう  
かといふような、いろいろな御意見があるようござ  
いませぬが、どうもいまの経済事情からいしまし

て、企業に余り大きな負担をかけることは、景気  
の対策上好ましくないといふような時期がございま  
す。私詳しく存じませぬが、法人にどういふふう  
に累進税をかけるのかといふようなことになりま  
すと、これもまた個人と違ひますからいろいろな問  
題があつて、簡単に片づく問題ではないのではな  
いかという気がいたします。それから、法人の実効税  
率を外国と比べても、日本が特に低いといふ  
ことでもなさそうございませぬ、これもなかなか  
か法人税に大きく税負担をお願いできるといふ  
うに直ちに結論はどうか出にくいような気が実は  
いたしております。

○保岡委員 そうすると、いまお話しのような直  
接税に対するいろいろな問題もあり、また時期が  
適切でないとか、いろいろむずかしい問題がある  
だけに、増税を賄うその税目といふことについて  
は、やはり先ほどの新税の創設といふことが非常  
に重要な意味を持つてくるのではないかと、こうい  
う感じがするのです。ところが、先ほどお話し  
の付加価値税といふのは非常に逆進性が強いとい  
ふ欠点がある。それにはいろいろ方法もあつて是正  
もできる余地もあるのではないかと、制度とし  
てこれで捕捉できない、新税といふのですか、  
たとえば先ほどお話しした税力の一つの指標にな  
つておる資産といふものに着目して富裕税を考  
えるといふことなんでしょうか、そういった面での  
新税も考えて公平な課税をする、あるいは富の集  
中を抑制するといふような観点からの公平を確保  
するお考えもあるかに先ほど聞いたのですが、そ  
の点についてはもう少し具体的にどのようになら  
ておられるか、お伺いしたいと思ひます。  
○小倉参考人 新しく財源を求めるといふま  
た、税負担を国民にお願いするために新しい税源  
を求めなければならぬといふようなことについて  
は、私もそのような気持ちでおるわけござ  
いませぬ。  
では具体的にどういふ税目でそれを考えるのか  
といふようなことになりませぬと、これまた税制調



査会として十分審議もしておりませんから、税制調査会で大体こんなようなことを考えておるといふものをいま申し上げるわけにもまいりませんが、いまお話しのような付加価値税あるいは付加価値税を含めた一般的な消費税ということが、一つの大きな新しい税源のあり方を示す言葉として浮かんできているわけでございます。ただ、国民全体にできるだけ負担をお願いするという場合に、一つの税目だけでお願いするということは実際問題としてなかなかできないし、税負担の公平ということも考えなければならぬというようなこともあるかと思ひますので、補完的な意味といひますか、あるいは補足的な意味において他の新税について配慮をして、できるものは考えるということが必要かと思ひます。

ただ、富裕税といひますか、資産税みたいなものでございしますけれども、これは何か西ドイツでは実行しておるように聞いておりますが、資産という事になりますと、実際把握がなかなかむずかしい事です。その点で、税制の上では公平になつても徴税に不公平な事になつてくる。同じ財産家であつても財産の中身によつて、把握のしやすい財産とにくい財産によつて非常に不公平が出てくるということが当然予測されるというふうな欠点もございします。無論どんな税金でもいさなり徴税がうまくいくようなりつばな税制はありませんで、年月を重ねてりつばなしていく、徴税も不公平のないようにしていくというふうなことが必要かと思ひますが、そういう問題も実はあるのではないかと気がいたしております。

なお、新しい税源としては地方税のことも考えなければなりません。地方自治の方も財政状況は非常に苦しいので、税制のあり方をどう考えたいかと考える場合に、国税との関係をどう考えたいかといふようなことも当然考えなければなりませんので、なかなかこれは一刀両断にこういふ税制でこうやつたらよろしいといふことを即断するわけにはいかないようなことに相なつておる

うかと思ひますが、それだけにできるだけ早い機会に衆知を集めて先ほどお示しのような試案といふようなものをつくるように努力することが必要かといふように考えております。

○保岡委員 もう時間も参りましたが、結局政府の改定財政取支試算を見ましても、かなりの経済成長を見込んであるわけですが、その予算の成立がおくれたりいろいろなことでも不確定要因もありませんから、景気が後退して成長が確保できないといふようなことになっていくと、なおさら大変な事態になつてくる。時間がなくて恐縮でございますが、国債依存といふものが非常に慢性的に続いていくといふ、先ほど会長が言われたように、国債費そのものに莫大な国債発行をしなければならぬようなことになつて、国全体が破産をしてしまふといふような危険な事態になつておる。これはお互いに先ほどの不正税制の是正あるいは経費の節減、歳入の合理化、こういったものも真剣に考えると同時に、やはりできるだけ早く、会長も言つておられるように、新しい税制の中期のあり方といふものについてはできる限り具体的に早く明確にしていただくのが国民にとつて利益につながる、こういう大事な時代に非常に大事なことである、このように考えますので、よろしくお願ひを申し上げる次第でございします。

以上をもつて質問を終わります。

○小淵委員長 大島君。

○大島委員 日本社会党の大島君でございます。制限時間がございしますので、総論とそれから所得税関係と措置法関係、三つに分けて重点的に質問いたしますので、ひとつ重点的にお答えいただけますかと思ひます。

まず総論でございしますけれども、先ほど小倉参考人が、フランスなどは非常に間接税が多いと。これは事実でございします。しかし私たちが考えますのは、大体アングロサクソン系、イギリス、ドイツ、あるいはアメリカも含めまして、アングロサクソン系はわりかた直接税を中心にしてい

る。これに対してラテン系のフランス、イタリアというものは、主として安易な間接税に流れやすいといふことは、よく言われておりますように、アングロサクソン系の国々では、一たん国会を通じて法律になつたものはあくまで神聖だ、守らなければならぬといふ基本的な意見がある。ところがラテン系の国民につきましては、どうせ国会はお祭り騒ぎをしておるのだから、そんなものは聞く必要はない、それよりも安易な間接税で酒やたばこでいけ、こういうことが多しと思ひますが、小倉参考人としては会長としてではなく個人的に日本人はどちらの部類に属するものであるか、あるいはまたどちらに属する方がいいのかといふことについてちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○小倉参考人 これはなかなかむずかしいお尋ねでございまして、私もいまの英米系とラテン系の国民の性格といひますか、あるいは文化的な背景といひますか、あるいは歴史的事実が若干違つておるといふことは承知しておりますが、詳しくは存じておりません。しかし文化的あるいは歴史的背景の違いが税制にも反映しているといふことは恐らく事実だらうといふふうに思ひます。アングロサクソン系の方で直接税が重点的であり、ラテン系は間接税が中心になつておるといふのも、これは先生のお話しのような結果かと思ひます。

ところで両方に比べて日本は一体どこにあるのだろうか、これはちよつと簡単には申せませんが、れども、どうも戦後はどちらかと言つと、英米系に近いような状態に税制上なつておるわけでございます。しかし国民の気分なり感情なり文化が英米に近くなつておるかと言つと、必ずしもそうも断言できませんが、戦後はアメリカの影響もいろいろの関係によつて強いですから、多少とも英米系の影響の方が強い。そつちの方に近いと言つてもあるいは間違いではないのじゃないかといふ気も実はいたします。

○大島委員 あなたの先ほどの御意見を伺つていまして、どうも今回の五十二年度の税制改制に対する答申、これはあなただけでなくあなたが会長としておつくりになられたのでございしますけれども、今回のわが党が反対しているというふうな流通税、つまり印紙税や登録免許税のような方に税源を求めていく、あるいは前の質問者の対しましては、法人はもうこれ以上限度いっぱいだ、所得税もちよつと困る、ならば一体今後の税源をどこに求めていくべきなのか。つまり、現在政府の一部にもありますように、企業にこれ以上増税すれば雇用不安が生ずる、したがつて求めるところはもう付加価値税しかないのじゃないかといふような意見もあるのをごさいますけれども、あなたはどういふふうにお考えになりますか。果たして法人の担税力といふのはこれが限界であるかどうか。過去年率にして十何%成長した日本が、一人当たり国民所得はまだ低くて低いといふうなときに、一体その蓄積した留保分はどこに入つていのか、そういうこともあわせて法人にこれ以上担税力があるかないかといふことを、あなた個人の御意見を伺つていただきたいと思ひます。特に大法人について。

○小倉参考人 先ほどこれも申しましたけれども、実はそういう問題がまだ検討がついていないといふのが税制としての全体の中身だと思ひます。とられ得られるところ、あるいは協力を願ふところ、あるいは出していただけそうなる負担力のあるところといふのは、必ずしも企業であればできそうだと結論にもすぎませんし、個人所得であればできそうだとすることもありませんし、あるいは一般消費者ならば一般消費的のものごとつ何とかが協力願ふのだといふことにもすぎないと思ひます。

そこで、一体どうしたらいいかといふことが税制調査会に今日与えられている使命で、四苦八苦しているといふような実情かと思ひます。しかしどちらからか協力願つて税負担をがまん願うといふことの必要性は、これまた一方において疑う余地がどうもなさそうないたします。そこで、それぞれ企業の方も個人の方もあるいはお金





税制をそういう意味で是正する、税率の刻み方をもう一度考える。それからもう一つおもしろいのは、いまでもそうかも知れませんが、アメリカの超過累進税率は、一般の累進税率と未成年者の累進税率と二段階に分かれております。これは日本では、一般の累進税率と、それからたとえば未成年者あるいは身体障害者、そういう者を特別税率としてやや低くする、そういうふうなことで税収の捕捉をするという事はいかがでございますでしょうか。

○北野参考人 後の方の質問は、要するに未成年者の税金を安くすべきであるという考え方についてどう思うかということですね。先ほどなたかがおっしゃいましたように、勤労学生控除ですね、そういうものもありますので、それと同じような趣旨で、やはり未成年者で働いておられる人については特別の配慮をすべきであるというふうに考えます。

それで、所得税を考える場合に二つの側面を考へるべきであるということから私は言っているのです。一つは所得の量的負担力を把握すべきである。そのためには総合課税を行うべきであるということになってきますけれども、同時に所得の質的負担力を考えるべきである、そういうことを前から言っておりました。近代所得税というのは、二つの要素をいかに調整すべきであるかという観点に立って税制のあり方を考えるべきであるということをおっしゃいます。勤労所得はおっしゃるようにならざるにレバーインカムでありまして、カフカが書いておられますように、これは大島先生の御専門でありますけれども、あの小説は学生時代読みましたのですけれども、非常に有能なセールスマンが虫になるのです。うろこができるのですが、そうすると自分の肉親まで自分を相手にしなくなってくるのです。つまり不治の病にかかったために、いかに有能な人であってもだれも相手にしなくなる。つまり勤労所得というのは非常にそういう危険を背負っているものでありまして、その人の体だけが唯一の資本であるという所

得でありますので、事業所得あるいは資産所得などと違って、所得の質的負担力の低さを考えるべきである。これにつきまして、給与所得控除の中にそういう点を含めておるとするならば、おっしゃるようにならざるにその点の配慮をして給与所得控除を上げるべきでありましょうし、特にそういう所得の質的負担力という両方の面から、中間層のレベルには重要であろうと考えております。

○大島委員 それで、いま申しましたように、先ほど同盟の生活福祉局長の参考人の御意見にもおりましたように、中間層の給与所得控除を引き上げる、そのかわりその不足分は何かの形で補てんする。たとえば、いま言いましたように、アメリカは現に百万ドル取れば九十一万ドル税金に持つていかれておるわけですね。そういうような方向で減収分を補うということにつきまして、最後に小倉参考人の御意見を個人的に結構ですから聞きたいと思っております。

○小倉参考人 大変貴重な御意見で、拝聴しておいたわけですが、私個人といたしまして、これはあんまり税制当局には通用しないのでございまして、やはり勤労所得と事業所得と資産所得の間、この三つには税制上少し区別をした方がいいのではないかと漠然たる気持ちを持っております。同時に、それをどう具体的にするかということについての着想まではいかないわけですが、恐らく中期税制のあり方を考えます場合などに、いまお話しのような中間所得層についてどうするかという点について大きな課題になるかと存じます。

○大島委員 最後に、問題の措置法でございますが、措置法といえは、何か法律にこちゃこちゃ書いてあるむずかしい法律だとか、あるいは頻りに変わる法律だとか、あるいは隠れた補助金だとか、あるいは西ドイツの学者が言っていますように、日本で誇るものは富士山と道路の悪いのと租税特別措置法だと言われているこの悪名高い

措置法につきまして、若干御質問申し上げます。私はなぜこれほど措置法についてやかましく言うかといふと、いろいろの点でこれは話にならない。先ほど平田元次官が書いておりましたように、もともと昭和二十年代の終わりに、外部からの陳情によってその場当たりできた法律なんです。そういういきさつを持つていた法律でございます。まず第一に不公正はなほだしいということですね。医者の方で言いますと、三割も認められていない。医者は七割認められていて、同じ自由業の弁護士と医者がこのように違うなどということとは、これはもう問題にならない。それから、第二番目には、中小企業者はほとんど潤っていないことと申しますのは、日本の中小企業者は五十人未満の事業所をとらえてみますと、日本は全体の四〇％ですね。アメリカに一六％、西ドイツは一二％しかないわけですね。圧倒的に中小企業が多い。しかも、その中小企業の中でも、小でもない、いわゆる零細というのが圧倒的に多い。機械も持っていない、その他生産設備もほとんど持っていない、こういうものが圧倒的に多いのかかわらず、ここにも大蔵省の資料がございまして、事項別分類としまして、まず一は貯蓄の奨励等、二環境改善等、三資源開発の促進等、四技術の振興等、五内部留保の充実等、こういういろいろの項目を挙げておりますが、この中で果たして零細企業、中小企業が潤うような項目がどこにあるかということもございまして、その点はいかがでございますか、小倉参考人ひとつ。

○小倉参考人 いまのお示しの表でございますが、これは大企業と中小企業あるいは零細企業と適用がどうなることになっておられるのかということについて、私しさいな資料を持ちませんし、なかなかそこはむずかしいところではないかと思っております。この特別措置は、あるいは先生はそういうお尋ねでなかつたかと思いますが、よく大企業だけが潤っておって中小企業はあんまり縁のない法律だ、こういうふうな理解されておられるような傾きも

あるように思いますけれども、考え方といたしましては、特に大企業に偏しておるのだというふうなことを私どもは考えておるわけではございません。もしそういうものが項目によつてございませれば、これは御指摘願つて今後の緊急な研究課題にしたい、こう存じます。

○大島委員 それでは、御指摘によつて一つだけ私は申し上げたいのでございます。この中に原子力発電工事準備金というのがあります。いま原子力自体の安全性、それから地域住民の反対、これは日本のみならず外国でも起こっているわけでございます。こういうものに税制があえて先取りして特別償却を求めるといふのはいかがなものかと存じます。しかも、九電力は膨大な内部留保を持つておるわけでございます。こういうような危険な、まかり間違えば全人類の破滅ともなりかねないような原子力に対してなぜ特別償却を与えるのか、これについてひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○小倉参考人 これは先生の方がよく御承知で、私、お答えするのは実はおかしいのですけれども、原子力ないしは原子力発電についてはいろいろの考え方があり、基本的に違うような印象を持つております。したがつて、この税制につきましても、原子力発電の償却についての準備金などにつきましても、これは原子力発電についての基本的な考え方がいかによつて非常に違ってくる性質のものかと思つて、いづれにしても、お話しのように日本だけではなく、原子力発電についての国民感情といえますが、あるいは住民の反応というふうなものがあるから、こちらで大方やかましくなつておるようでございます。西ドイツあるいはオランダなどについてもそういうことを聞いておりますので、その辺は税制上これを一体どういうふうな織り込めるのかどうか、直ちに御返事はできませんけれども、この特別措置全体にわたる中で、ひとつ今後とも研究、検討を重ねていく課題かと思つております。

○大島委員 個々の内容についてただせば、さぞぶるおかしなものが圧倒的に多いと思つてござい

いですが、時間の関係上これはまた後ほどといった  
しまして、今度はいまの政策税制のほかに、非政  
策税制、つまり当然損金に落ちるのだけれども、  
余りにもひどいと思われるものが私は相当あると  
思う。法人税法施行規則による銀行の貸倒引当  
金、これは今度千分の五になるようございませ  
けれど、実際の貸倒率と比べて、ゼロが一  
つ多いというふうな実情に対して……(二)つば  
かり多い」と呼ぶ者あり)二つ多い。しかも九月  
決算、三月決算の申告トップレベルにはほとんど  
銀行が出てくるというふうなことでございませ  
ね。こういうことにつきまして税調会長としてど  
ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのようなこともござ  
いまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事  
項であつたかと思ひます。政令事項でございま  
す、昨年の答申で、審議の中でこの引き下げ方  
について政府に要請しておるといふことでありま  
す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の  
結果でございませぬが、なおこれまで過大ではな  
かというお説がおありのようございませぬが、今  
後ともなお検討を重ねていく必要のあるものと  
思ひます。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある  
いは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違ひまし  
て、その辺をどう考えるかといふこともございま  
すし、銀行、そういう金融機関については一般の  
製造業と違つた資産内容といふか、そのよう  
なこともございまして、信用の基礎を固めるとい  
うことからいふと、やはりある程度の準備金とい  
うものがなくては困るといふようなこともござい  
まして、その辺をどのように織り込むかといふこ  
とは引き続き検討を要する課題かと思ひます。し  
かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ  
達成されることになりましたので、その次の段階  
の問題として検討をするといふことにならうかと  
思ひます。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ  
ことが言えると思ひますのでございませぬが、い

ずれにしましても商法上、企業会計原則上損金に  
算入することは否定できません。しかし、それが  
過大であるとかなんとかいふのではなくて、けた  
が違つたといふことでも私は申し上げたいので  
す。これは政令事項ですから、もちろん政府側の  
責任も大いにあるでしようけれども。

そして最後に、先ほど申しましたように、これ  
も私の私案でございませぬけれども、措置法は隠  
れたる補助金だと言われている。そこで、北野教授  
にお伺ひしたいのでございませぬけれども、隠れた  
る補助金と正式の補助金、正式の補助金であるな  
らば、たとえば毎年歳出予算に上がつて、利子補  
給幾ら、毎年国民の審議にさらされる。ところが  
が、一たん税制でこういうふうな隠れたる補助金  
をされますと、改正以外はずまずそのまま国会  
にあらわれてこない、国民の前にあらわれてこ  
ないといふことになるわけですね。そうしますと、  
この隠れたる補助金である措置法というものは最  
も質が悪い、税法上私には見ないのでございま  
す。それならばこの際不正をやめて、公正にし  
て全廃する。そのかわり必要であるならば、それ  
を歳出の補助金に計上したらどうなのか。もつと  
も全廃という言葉は訂正いたしますけれども、た  
とえば少額貯蓄の利子等の非課税とか、こういう  
一般庶民が潤うものは、これは本法に組み入れ  
るなり何なりしてその他は全廃するといふことで、  
必要があれば歳出予算として補助金で計上した  
らどうかといふことにつきまして、教授のお考えは  
いかがでございませぬか。

○北野参考人 私は、この問題は法律案の観点か  
ら十数年來主張しておることでありまして、全く  
おつしやるおりであります。

隠れたる補助金といふのは一番悪質でありまし  
て、国民の目をこまかすのでありますので、憲法の  
財政歳入主義、憲法の八十三条、八十五条に違反  
する疑いがあるといふことを年來主張しておりま  
す。つまり、目に見える補助金であれば国会の審  
議を受けまして、国民の賛意を得て支給するわけ  
ですが、隠れたる補助金は実質的には国会の審議

を受けないわけですね。税法に書いてあるだけであ  
りますから、新日鉄が幾ら補助金をもらったかだ  
れも知らないのではありません。国会は一々審議し  
ておりませぬ。最もアンフェアな、民主主義の考  
え方に反する補助金でありまして、もしどうして  
も必要があるならば、日本は資本主義国家です  
から、国民の同意を得まして、賛意を得て補助金に  
計上しましてフェアにやりなさいといふことを私  
はかねがね主張しております。日本では余りに  
も大蔵省主税局が働き過ぎる。主税局の仕事であ  
るといふことを年來主張しているのですけれど  
も、主税局がやるべき仕事を主税局がひそかにや  
つておる、こういうことでもあります。ですから、  
企業の隠れたる補助金といふものは、これはぜひ  
どんどん予算に計上していただきまして税法から  
なくしてもらう。われわれが考えております特別  
措置といふのは、社会政策の観点からの減税措置  
といふのは特別措置じゃないわけでありまして、  
産業政策の観点からの減税措置が学問上の特別措  
置に当たるわけですね。これははっきり区別されま  
して、社会政策の観点からの低所得層に対する優  
遇措置であるとか、あるいは先ほどおつしやいま  
した少額貯蓄に対する非課税ですね、ああいうも  
のは本法に組み入れてきちつと整理する。

それは先ほど貸倒引当金は政策減税ではない  
とおつしやいたしましたけれども、そういうふうな  
一般には言う人もおられますけれども、私は、多くは  
政策減税である。貸倒引当金の多くは評価性引当  
金の枠を超えておる。第一、銀行は貸し倒れるこ  
とはほとんどないわけでありませぬから、それを貸  
倒引当金という形で計上することは、現実には一  
種の政策的な留保を認めておることになり  
ますので、これは会計学上からいきましても、理  
論上考えられます評価性引当金の枠を超えてお  
る、政策減税と見ていいんじゃないかと考えてお  
ります。

○大島委員 時間もございませぬので締めくくり  
でございませぬけれども、重要な役割りを担われる  
税制調査会の会長といたしましてぜひお願いした  
いのは、先ほど言いましたように、総論部門では  
決して安易な大衆負担に流れやすい間接税中心の  
ラテン系な税制にならないように、これはぜひ  
お願いしたい。先ほど言いましたように租税  
特別措置の全廃、必要であるならば予算に計上す  
るというふうな方法も考えられないことはないとい  
うようなこと、そういうふうなことで、わが国  
の今後の税制のあり方として、あくまでも直接税  
中心という方向でひとつ進んでいただきたい  
。これはわが党の政策でもありますし、安易な  
流通税ないしは間接税的なものに流れれば困ると  
いふことを申し上げたい。

それから第二の給与所得の関係でございませぬ  
けれども、中間層、三百万以上というふうな者に  
つきましては、もう少し給与所得の控除を考へる必  
要があるんじゃないか。そのかわり、それによ  
つて減る財源としましては、超過累進税率的な  
方向でも考えられないことはない。

それから三番目に措置法でございませぬけれど  
も、これは悪名高い措置法につきまして税調の  
意見は毎年逐次整理統合する。少しも整理統合さ  
れてない。さっきの数字で見てもわかる。だから  
これからはもうそういう文句をやめてもらつて、  
もつと堂々と、やめるべきものはやめる。私は必  
要あればやつたつていいと思ひます。国益とし  
て必要であるならば堂々とやつたつていいと思ひ  
ます。そういうふうなことで、いわゆるゆるゆる湯  
的な法の改正、しかも少しも改正になつてない  
というふうなことにございまして、今後税制調査会  
としてどういふふうに対処するかといふことをひ  
とつ真剣に考えていただきたいことをお願いしま  
して、私の質問を終わります。

で、低成長の経済運営と景気調整減税という問題をまず最初に挙げられました。そのほか、長期に見るときの増税をどうするか、それから税の自然増収というものをどう配分するかという、ざっと三点についてお触れいただいたと思いますが、時間の関係もありまして、その中で第一の問題点、特に低成長の経済運営と景気調整減税、この点さうとお触れをいただきましたので、ひとつもう少し詳しくお話を承りたいと思います。

○牛嶋参考人 先ほども説明いたしましたように、これからの低成長経済の運営に当たりましては、これまでの支出政策と申しますか、公共投資だけではなくてやはり税体系にもそれなりの景気調整機能を持たせていかなければならぬんじゃないかというふうに思っているわけです。先ほどの議論もありましたが、たとえば中期財政収支表を見ましても、その前提というのは安定成長を前提にしているわけでありまして、低成長になればなるほど安定成長を維持するということが非常にむずかしいわけでございます。そうなりますと、当然税体系に景気調整機能を持たせていかなければならぬわけでございますが、その場合、先ほどから今後の租税体系のあり方といたしまして、所得税かあるいは間接税かというふうな議論がありますけれども、私はこれからは従来のそういう議論ではなくて個人課税、これは主として所得税でございますが、それと企業課税との税体系における構成の問題というふうな議論に移っていくんじゃないかというふうに思っているわけです。それで企業課税という場合には、単に法人税だけじゃなくて、私はもう少し広い概念を使っております。先ほど出てまいりました付加価値税も含めまして企業課税と申しておりますが、今後は直接税、間接税というふうな議論じゃなくて、企業課税対個人課税といった形の租税論が展開されていくんじゃないかというふうに思うわけです。

それと関連いたしまして、それじゃ税体系に景気調整機能を持たせる場合に、所得税である個人課税でいくのか、あるいは企業課税を通じて景気

調整機能を税体系に持たせていくのかという議論になるかと思いますが、私は私見になりますけれども、三つの理由で長期的に考えた場合には企業課税を通じてこの景気調整機能を税体系に持たせていったらどうかというふうに考えているわけ

その三つの理由と申しますのは、所得税の消費需要に与える効果よりも企業課税の投資に与える効果の方がどちらかといえますと強いというふうな考えられる点であります。それからもう一つは、現行の所得税に含まれておらず不公平な要因というものは早急に是正していかねばならぬと申せぬけれども、本来的にはこの所得税というのは安定的な構造を持っている方が望ましいというふうな私には考えているからであります。それからもう一つの点は、所得税の場合、今回のように景気を刺激する場合に有効であります。と申しますのは、減税政策でもってそれを行っていくことはできるわけでありまして、今度は景気が過熱していつてそれを抑えていくというふうな場合、所得税の場合は増税政策をとっていかねばならないのですが、その場合に果たして所得税における増税政策がとり得るか。それに対して企業課税の場合には、景気のそういう動向に対してはシムメトリカルに増税も減税も行い得るといったような弾力性を持っているというふうに思われますので、企業課税を中心とした景気調整機能を税体系に付与していったらどうかというふうな見解を持っております。

○坂口委員 いまお聞きしました三つの理由、その中で所得税について安定的な構造ということをおっしゃる意味を、もしよろしければもう少しつけ加えていただきたいと思っております。

○牛嶋参考人 たとえばこれまでの所得税減税を見てまいりますと、ある場合には二兆円減税みたいなことをやったりしているわけでございますが、私先ほども申しましたように、自然増収の中で所得税の減税にどれくらい振り向けていったら

いいのかわかり、そういった自然増収の配分のルールというふうなものを考えてみますと、先ほども申しましたように物価調整減税のことを私は考えているわけですが、そういった物価調整減税のルールから申しますと、二兆円減税とか一兆円減税が過去に行われたときには物価の上昇以上の課税最低限の引き上げがあつたんじゃないか、それが現在にまたツケが回っているような感じが私はするわけでありまして、所得税の課税の公正というふうなものを考えますと、やはり税の構造というのにはできるだけ安定的な方が望ましいというふうな考えをしております。

○坂口委員 今回の一兆円減税の議論の中でも福田総理がよく指摘したことでございますが、現在の状態の中で減税というものをやるとそれが全部貯蓄に回つてしまふ、だから公共投資の方が景気刺激効果としては非常にいいのだという議論をなすつたわけでありまして、私も、現在の社会経済構造の中で、また現在の政策の中で減税をすれば、なるほど貯蓄に回るといふこともこれはうなずける一面あるわけでございますが、しかしパイの大きさが余りもう大きくならなくなった現在の低成長下では、福祉との絡みというものが大きな問題になるだろうと思つております。現在の福祉のあり方と税制の問題というものは、これは切つても切れない一つの関係にあるというふうに私もは考えているわけでございますが、現在の福祉体制というものごとそれから現在の税制というものについてお考えがございましたら、牛嶋参考人と、それから小寺参考人も福祉局長をしておみえになりますので、御意見がございましたらおつけ加えをいただきたいと思っております。

○牛嶋参考人 私、実はいま租税のいままでの研究をちょっととまとめつつあるわけですが、そのテーマといたしまして福祉税制の財政学あるいは経済学というふうなタイトルをつけてみたいというふうな思つておるわけでございます。福祉税制というのとは何かということでありまして、私は税制を考え、税体系を考えていく場合に、いろいろな

判断基準があるわけでありまして、それはこれまでも財政学者なり経済学者が租税原則という形で提唱してきたわけでございます。それを整理していきますと、私の考えでは大きく三つぐらいの判断基準といえますか、評価基準があるように思います。

一つは、課税の公正であります。税制はいつても課税の公正を満たさなければならぬということ、先ほどから大島参考人から出ておりました水平的な公平あるいは垂直的な公平というふうな議論も出てくるわけでございます。それから一つは、これはアダム・スミスの時代から言われていることですが、最小徴税費の原則、できるだけ徴税費を安く、そしてまた単純な形の税制が望ましいという考え方が一方ではあるわけでございます。それから、きょうの陳述の中でも申し上げましたように、税体系に對しまして、今後は景気調整機能を初めとしたいろいろな経済政策というふうなものが、その役割として課せられていくのではないかと、こういうことであります。

ところが、この三つの判断基準を全部満たすような税目というのは、先ほどからの議論の過程でも明らかのように、ないわけでございます。一方の基準を満たす税目というのは、また他方では非常に問題になる。たとえば、所得税を取り上げまして、所得税の中で課税の公正というものを追求していきますと、どうしても徴税費が非常に増高していくというふうな問題があるわけでありまして、そうなりますと、結局その三つの基準をどういうふうな組み合わせでいくか、そしてそれを優先的に満たしていくかということになるわけですが、これも、これからの福祉税制のあり方といたしましては、やはり従来の経済政策的な基準ではなくて、課税の公正というものを第一に考えていかなければならない。そしてそのためには、多少徴税費がかかってもそれを実行すべきだというふうな私は考えております。それを、先ほどは長期税制確立のための条件づくりというふうなことで表現

させていたわけでございます。

○小倉参考人 私の場合は、理論的なお話よりもむしろ実際の面から御説明することになると思ひます。

私が最初に申し上げましたのは、税制の中で、ある意味で目的税的な要素があつてもいいのではないかと、その目的税的な要素というのはまさに福祉ということであつていいのではないかと、こういうことを申し上げたわけなんです。

それは結局、われわれ勤労大衆にしましても、税負担をする際に、たとえば弱者のために必要な税金が必要な部分として出ていくということであらば、比較的国民的な合意が得やすい。ところがそうでない方向、たとえば企業とか特別措置という方向に税金が多く使われていきますと、とても国民的な合意を得るという方向でいきますと、福祉ということでは出されていく面が、税制であつてもいいのではないかと考えて申し上げたわけですが、実は、具体的に私どもとしては非常に多様な作業をしておりまして、時間がかかりましたので省略したわけですが、先ほど申し上げましたのは、私どもの作業の中のほんの一部で、たとえば障害者の場合でも、普通の障害者と特別障害者をどうするか、あるいは寡婦控除もありますし、老年は先ほど言ったように二つ、扶養の場合もありますし、老年者控除の問題もあります。それから、勤労学生控除の問題もありますし、視角を変えまして、たとえばいま住宅貯蓄控除というのがありますが、財形と住宅貯蓄控除ということを考えますと、法律で勤労者の財産形成を図るべきであると言ひながら、片一方では財産形成が目減りをしておる。にもかかわらず住宅という長期のもので、七年ぐらいでも、一〇%とすると、これは単年度にしますと二%にもならない。そうすると、住宅貯蓄控除を引きましても、それから利子を足して相殺をしましても、長期には財形にならない。そういうところは非常に問題がある。そういうことをもつと福祉税制できちつとらえるべきじゃないか。

いですがということをお聞きしたいわけですが。

○坂口委員 そこで小倉参考人にもお聞きしたいわけですが、先ほどからいわゆる中期税制の議論の過程の話が幾つか出されておりました。お聞きをしたわけですが、私も最終的な結論のパンフレットは拝見をしておるわけですが、お聞きをなすつておるかどうかというふうな御説をなすつておる一人でございますので、あるいはその辺のところ、大変幼稚な質問になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

今後の税制を考えていきます場合に、いま申しましたように低成長下で、しかも福祉面を充実させていかなければならないという一つの命題があると私は思ひますし、また、政府の出しております昭和五十年代前期経済計画の中にも、程度の差はございますけれども、そのことの主張がござい

そこで、先ほど今後の税制のあり方について、現在存在いたします税制の改革を中心に行うか、それとも現在あります税制の改革ではもういかんとも仕方がない、現在の税制以外に新税を考へて、そこに財源を求めていくか、税制面から参りますと大きく分けてそういう二つの議論があるだろうと思ひます。そこで、私先ども申しましたように、まとまりましたこのパンフレット等を読ませていただく、最終的な結論だけしか出てないものから、その辺の議論が中間でなされておるのかどうかということがわかりにくいわけです。先ほど小倉参考人から付加価値税等のお話もちょっと出ておるわけですが、その辺の税制におきます議論の過程におけること、あるいは小倉参考人御自身の御意見になつてもいいと思ひますけれども、どのような議論がされておるかということをお聞きしたいと思ひます。

○小倉参考人 お尋ねでございますが、中期税制に關係をすることだと思ひます。税制について既

存の税目をどうするということ、それを中心にして、たとえば所得税についても少し累進税率を上げたかどうかとか、一千万円以上の所得のある人については付加的な所得税を願ひしたらどうかとか、こういう種々のものと、現在の税制ではないけれども、新しい税目を立ててみるというふうなことはどうか、こういう両方ございまして、中期税制のあり方としてはこの両面にわたつて審議をいたしておるわけでございます。

したがしまして、所得税、それから住民税もありますが、法人税、それは現在あるわけでございますが、現在ないものとしては、いまお話しのようになるとは付加価値税その他の一般的な消費税、あるいは富裕税、あるいはどういふふうな觀念したらよろしいのですか、土地の再評価税とか、もつと広げれば資産再評価税というふうなこともあつてもいいかもしれませんが、そういう新しい税目について考えてみる、あるいはそういう税目と關係なく、たとえば、さつきもちょっと似たようなお話が出ていたかと思ひますが、景気調整税制というふうなものを考えたかどうかといったようなこともございまして、景気の浮揚したときは少し税金をいたしておいてためておくといふことが、不景気のときは税金は下げる、あるいは税金がよけい集まつたときにたまたまものを景気の悪いときに使うということによつて景気の刺激を図る、こういうふうな意味での景気調整の税制といふものか、そういうふうなことも含めましていろいろ審議をいたしてきたわけですが、まだ、所得税についてどうする、あるいは消費税についてどうする、あるいは付加価値税等についてどうするとかいふことについての結論めいたものはございませんで、一つ一つのことについて甲論乙駁というのが昨年十二月までの現状でございます。その結果を踏まえてこれから少しづつ集約いたすというふうなことにいたさなければならぬといふような気がいたしております。

いわゆる企業課税の中で主に調整機能を果たすべしというお話があつたわけですが、税調においての議論の中ではどうですか。やはり企業課税を対象として話なんですか。それとももう少し全般に広げて話なんですかというところをお聞きしたいのが一つ。

それから、この景気調整減税ということ、これができ上がるかできないかは別として、今後非常に議論の的になる一つのテーマではないかと思ひます。できるならばこの議論をより発展をさせていきたいと思ひます。そういうふうなことが、今後のスケジュール等で問題になりそうかどうか、その辺のところをもしもお聞かせいただければあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○小倉参考人 景気調整の税制のあり方についてはまだ深く論議いたしておりません。むしろこれは企業税というふうなものが中心になつての景気の調整ということをお考へるだろうと思ひますが、しかしほかの税目について考へられぬこともないわけでございます。ただ、減税ということだけで考へれば、いまはちょっとぐあいがいいような感じもいたしますけれども、考へ方としては、景気のいいときにはたくさん税金をいたして、そのかわり景気の悪いときには税金を圧縮する、そしてまた景気のいいときには税金を戻す、そういう非常に結構なような話なんではないかと考へておる。下げる方がいいけれども、さて景気がよくなつたからといって上げるということにはなかなかすぐならぬのじゃなからうかという御議論がある。それから、そういう措置をするということ、これは法律で決めるというたてまえがある、それを、上げたり下げたりするのを行政当局にある程度任すことになつてございまして、たとえばそれは憲法上認められるものであるかどうかというふうなこともございまして、それから、先例としましてはドイツに似たような制度があるようにございまして、この運用を見ると、どうもそううまくは運用されていないのではないかと、こうい



うような紹介などもございまして、なお十分検討を要する事項になっておるようなことかと思ひます。また結論は得ておりません。

○坂口委員 法律化するかどうかの問題は、法律の中でも私はやつていけると思うのですが、その点、北野参考人、何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○北野参考人 租税方式の問題ですね。それに限定して申し上げますと、やはり政令、省令でやるわけにいきませんので、これはきちつと法律で、国会の審議を受けてやるということでしょうね。

○坂口委員 引き続き小倉参考人にお聞きをいたしたいと思ひますが、先ほど福祉税制という言葉が、税調でいろいろ御議論をなさいますときに、もちろん税制調査会でありまからもう方々の議論が主であることは当然でございすけれども、しかし現在の財源の使われ方、いわゆる予算の執行というそちらの面も、これはうらはらでございすから、やはりこの現実をながめての税制でなければならぬと思うわけであります。その辺のところ、たとえば現在の福祉面なら福祉面のおくれ、そういうものをどう反映させるかというふうな議論もなされておるかどうか。

それから、もう少し具体的に言いますれば、たとえば年金なら年金という問題がございす。年金制度も幾つかにばらばら分かれておりまして一本化されておりませんけれども、その年金制度を充実させていきますために、たとえば一般会計の中からそこに繰り入れるという行き方のときの税制と、そうでなしに、それはもう全然関係なしに、ただ積み立てだけの、別途積み立てた中の年金を育てていくという場合と、これはおのずから税制にも影響してくるのだと思ひわけでありま

す。その辺の議論は税制調査会の中でなされておるかどうか、ひとつお聞きをしたい。

○小倉参考人 税金の使われ方の問題は、御質問にございまして、税制調査会プロポーの仕事ではございせんので、個々の問題について深

く議論されることはございせん。ただ、二、三年前と違ひまして、二、三年前までならば税制調査会は減税のことさへ論じておればよかつたわけですが、昨年からそうはいかなくなつたのでございまして、やはり減税ということもございまして、大筋としては増税ということもございまして、得ないような羽目になっておるわけにござい

ます。そうなりますと、今度は逆に一体税金はうまく使われているのだろうか、もつと節約はできないだろうか、あるいはもつと福祉に重点を置いたらどうか、これは当然そういう議論は出てまいり

ます。税制調査会でもそういう議論は出てまいりませんが、どうしても総論にとどまるわけにござい

ます。中身に入りましてどうこうというわけにも税制調査会としてはまいらぬ次第でございす。ただこれは今後どういふような議論が行われるか存じませんが、たとえば支出と税金とが結びつくようになりますとこれは支出と税金とが結びつくようになりますと、福祉を目的とする特別の税源ということになりますと、これは逆は逆

に逆になりますと、今度は逆に一体税金はうまく使われているのだろうか、もつと節約はできないだろうか、あるいはもつと福祉に重点を置いたらどうか、これは当然そういう議論は出てまいり

ます。税制調査会でもそういう議論は出てまいりませんが、どうしても総論にとどまるわけにござい

ます。中身に入りましてどうこうというわけにも税制調査会としてはまいらぬ次第でございす。ただこれは今後どういふような議論が行われるか存じませんが、たとえば支出と税金とが結びつくようになりますとこれは支出と税金とが結びつくようになりますと、福祉を目的とする特別の税源ということになりますと、これは逆は逆

に逆になりますと、今度は逆に一体税金はうまく使われているのだろうか、もつと節約はできないだろうか、あるいはもつと福祉に重点を置いたらどうか、これは当然そういう議論は出てまいり

ます。税制調査会でもそういう議論は出てまいりませんが、どうしても総論にとどまるわけにござい

ます。中身に入りましてどうこうというわけにも税制調査会としてはまいらぬ次第でございす。ただこれは今後どういふような議論が行われるか存じませんが、たとえば支出と税金とが結びつくようになりますとこれは支出と税金とが結びつくようになりますと、福祉を目的とする特別の税源ということになりますと、これは逆は逆

に逆になりますと、今度は逆に一体税金はうまく使われているのだろうか、もつと節約はできないだろうか、あるいはもつと福祉に重点を置いたらどうか、これは当然そういう議論は出てまいり

ます。税制調査会でもそういう議論は出てまいりませんが、どうしても総論にとどまるわけにござい

ます。中身に入りましてどうこうというわけにも税制調査会としてはまいらぬ次第でございす。ただこれは今後どういふような議論が行われるか存じませんが、たとえば支出と税金とが結びつくようになりますとこれは支出と税金とが結びつくようになりますと、福祉を目的とする特別の税源ということになりますと、これは逆は逆

○小寺参考人 私どもが申し上げておきます労働者の課税軽減の問題といふのは二つありまして、これは片一方だけを切り離すという性質にはなつていないわけにございすけれども、一つは先ほどの議論で出ておりましたように、給与所得控除率の引き上げということ、これは当然考へてもらう必要があるのじやなからうかというところで、いろいろ別途財源から考へましても、大体中所得層辺も含めて一〇%ぐらいの控除率引き上げを行つても

らつたらどうだろうか、こういうことが一本ございす。それに加へまして、実は所得控除よりは課税控除にすべきではなからうかということ、むしろ人的控除の方向から申し上げておるわけに

いたございす。この人的控除の方向で課税控除に切りかえていただきますと、先ほどの給与所得控除をよけましても、大体一番厚く修正がされますのが五百

万ぐらいのところでありまして、それに次ぎまして六百万から三百万、この範囲の課税額がかなり低くなつてまいりまして、しかも上にいくほど、たとへば七百万ぐらいにいきますと一挙に低減額

が半減していく、こういう数値になります。そこで、私も上薄下厚の累進制を高めるといふためにはこうした所得控除よりは課税控除の方が妥

当ではないのですかということをお申し上げておるわけでありまして、これが入つた事情も、実は税金を大きく安くしておりますよということ、それを少し誇大化するために課税控除であつたものをわざわざ所得控除に引き上げて、たとえば課税控

除で二万円ですすよと言つて非常に小さい、ところが所得控除で二十六万円ですすよと言つて高く聞こえる、そういうふうな少々政治的な意図がぼくは感じられます。そうではなしに、真にそうし

た人的控除を所得階層のために考へるとしたならば課税控除の方が妥当ではなからうか、こういうことを申し上げておるわけに

ございす。○永末委員 小倉参考人、いま小寺参考人からそういう意見が出ましたが、税調はこの辺の問題をどういふ角度から論議しておられますか。

○小倉参考人 所得税につきまして、特に給与所得になると思ひますが、税額控除を導入したらど

うかという御意見、これは税制調査会でもございしました。特に五十二年度の所得税減税についてはその方がいいのではないかと御議論をいたしたのでございす。ただ税制調査会では、減税ということも考へます場合に、一年ごきりの減税ということにはまず一つは考へなかつたのであります。したがひまして、現在の所得税の組み立て方は所得控除にもなつておりますので、その所得控除の上

にさらに今度は税額控除をくつつけるといふことになる、異質なものがくつづくことになる。将来一体どつちに税制を持つていくのだろうか、所得控除でいくのか、税額控除でいくのかということも不明なままに恒久的な制度に入れることは

どうも早急には間に合ひない。早急に間に合ひないと申しますのは、どつちによるかによつて、無論先ほどお話しのような見解も違ひますけれども、同時に所得階層に及ぼす影響も違ひ、したがつて

累進に及ぼす影響も違つてくるというふうなことになるので、その辺を深く検討しなくては、早急の間につき足しをするように税額控除で所得税の減税をするというのには適當でないだらう、今後慎重な検討には値をする、こういうふうな結論であつたわけに

ございす。○永末委員 この税額控除の場合は、いわゆるスレートに担税力と見合つておる考へ方ではないかと思ひますが、ところが、所得控除にいたしますとある理屈があつて立てるものから、大島参考人が提訴しておられるような、いわゆる給与所得者の、サラリーマンと称せられる階層の所得の認定に當つておる問題が生じておる

のではないかと。大島裁判というのには、ある意味で、いま小倉参考人が言われましたように、なるほどわが国の税制が所得控除でやつておることはそう

ですが、その辺のやはり一つの転回点と申しますか、そういう問題提起をしておられるのじやないかと私思ひます。

さて、大島参考人に伺ひたいのですが、あなたがああいう提訴をされても、もつとも反論する

かと思ひます。

○小倉参考人 所得税につきまして、特に給与所得になると思ひますが、税額控除を導入したらど



ために国税庁側、大蔵省側はいろいろなことを言っています。生活あるいは仕事をするについてのサラリーマンの必要経費、そういうものについて、大蔵省は百配慮しなければならぬとすればどの程度配慮していると思えますか。どの辺に矛盾があるとお考えですか。

○大島参考人 私は、そういう配慮は余りないと思うのです。つまり、大蔵省のお役人と個人的に話をしますと、それはそうだとはいふにおつしやるわけですよ。ところが、大蔵官僚というのは集団の場になりますと徴税技術が先行する、そして個というものは埋没してしまふ、私はそういうふうに思います。これは、日本人の中に個の尊厳というふうな——私はヨーロッパ的なアナキズムだとか個人主義を言っているわけではないのですけれども、やはりそういうふうな核になる個というものの尊重の仕方が、そういう哲学が欠けていると思うのです。確かに大蔵省のお役人の方は優等生であります。ただし、天才とか秀才というのは余りいらつしやらないのではないかと。優等生ですから、どうもそういうふうになりがちである。そういうところがみごとに抜けている。だから、何だかわからないのです。給与所得控除なんて言つたつて、それじゃ答えてみないといふふうに裁判で言つても、ころころ変わるわけ、みんな含まれているのだと言つてみたり、わからない。それから、人間の尊重というのがどうもすばつと抜けたようなところがあるのではないかと。そういうふうには私を感じております。

○永末委員 私も、所得計算で所得控除する場合に、いろいろな必要経費がどうかということが問題だと思ふ。たとえば野球の選手は身体強健でなければならぬ、こういうことが前提になりますと、リポビタンDを飲んで必要経費に入る。サラリーマンも病氣してはたまらぬからリポビタンDを飲んで、入るかという入らぬわけですね。そうすると、同じ人間でこの社会で生活をしておりながら、大蔵省の判断の物差しに当ると、なぜ片方の人間は必要経費であり、片方の人間は入らぬか。給与所得控除の中に当然リポビタンDが入つておるかどうかわかりませんが、もう少し具体的に、日本の経済を支えている大部分の人間がサラリーマンだとするのなら、その生活の実態に即して必要経費部分というものを考え方を導入すべきではなからうか。私もよくわかりませんが、給与所得控除、基礎控除とどこからどういふものを毎年いろいろな要望に従つて一万円とか二万円とか三万円とか引き上げてきておるのが現状でございます。もう少し理論的にこれを考え直す必要があるのではなからうかと思ひますが、大島さんはどう思われますか。

○大島参考人 私は、それとおりでと思ひます。マスでとらえる、集団として人間をとらえることも必要なんでしょうけれども、そうじゃなくて、集団は個の集合体である、そういうふうには私に考へてほしい、もう少し人間論の勉強をしてほしい、こういうふうには思ふのです。

私、これは大蔵省の関係の方にこつそり聞いた話なんですけれども、エリート官僚というのは、たとへば社会福祉施設なんかでも無料のところを余り見せない。あれを見せると興奮して予算を削れなくなるのだというふうなことを私直接に聞いて、そうかな、えらいもんだと言つてびつくりしたことがあるのです。つまり、私はもう少し人間として見てほしい、訴えたいところはそういうところなんです。やはりそういうところでは興奮してはしいのです。

○永末委員 税金を取る場合には、所得あるところ税ありみたいな感じでもお役人は税を取つておるのではなからうか。人間として見ますと、たとえば先ほど小寺参考人が申しましたように、勤労未成年者の問題、われわれが昔々学校で勉強しましたときは、税金を払う、税金の使い方について政治に参加してきたのが歴史、いわゆる民主政治の始まりだと教えられました。そう信じておるのですが、わが国の勤労未成年者はすぐに税金は取られますけれども政治に参加していない。人間の

権利、政治に参加するそういう権利という点から個人にもう少し眼を向けますと、その辺の問題も考え方があつたのではないかと思ひますが、所得があつたら税金を取るのあたりまえで、未成年者だつて株を持つておつたら税金を取られるというふうな考え方をするわけですね。違つたわけだ。勤労している人間と何もしなない株をたまたま遺産でもらつたからそれで税金を払つていふというふうなのは違つたとおぼくは思ふのですが、先ほど小寺参考人は勤労未成年者の税金の問題を取り上げられました。お考えがあればお聞かせ願ひたい。

○小寺参考人 同盟としましては、勤労未成年者控除というものを当然勤労学生との関係もあつて新設すべきだ、もう一つ、参政権の問題があらまして、選挙の方の一票を投ずるのは二十歳からというふうになりますから、その間は、女の子は十五歳から仕事をして、そして勤労所得税を払つていふ、もしも十九歳ぐらいで四年でやめますと、政治参加をしない税金だけは四年間納めて下がる、こういう問題があります。ただし、税制の方へこれを持ち込むとややこしいといふふうには思ひまして、実は遠慮をして、むしろ十八歳までにできれば一票を投ずる資格を与えなさいという法律改正を望む、十八歳以下については控除をはつきりしなさい、こういう方向を打ち出した方がいいに実は同盟としては考へております。

○永末委員 いまの問題について、税調は議論として取り上げられたり、あるいは取り上げようという御意思はございますか。小倉参考人。

○小倉参考人 最近には特にこの問題は取り上げられていないと思ひますが、いつも所得税の課税最低限を論ずる場合に、夫婦と子供二人というのが基準であります。その際、独身の場合はどうだとか、独身の特に勤労者の場合はどうであるかあるいは寡婦はどうであるかというふうなことがいつも議論になりまして審議されておることは事実でございます。同時に、特勤勤労未成年者については、投票権の問題もあるようでございます。

が、それは税制調査会としては一応別にして、他の所得階層と比べて特に不正なことになつておるといふことでございます。これは恐らく審議対象にすべきことであらう、こう存じます。

○永末委員 この源泉徴収の制度が導入せられて以来、いわゆる源泉納税者というものは知らぬ間に取られていふわけですね。しかし、民主国家の基本的な、国家と国民の関係を結びつけている最も重要なものはこの税金ですね。やはり納税者が国を支えているんだ、この意識を持つたときにその民主主義は私は強くなると思ふ。それを一番弱めているのはこの源泉徴収システムですね。その一つの際立つた例が、いまのように税金は払わされておるけれども国の政治には無関係だといふ勤労未成年者の問題。私は、いま小倉参考人が、課税最低限の議論をする場合にこの問題も入つてく、どうおつしやつたが、その見方が問題じゃないか、つまりお金の分量だけのことをやつておる。そうじゃなくて、やはり税調というのは国の基本に関する問題を扱つておられるんだから、そういう角度から問題の提起をしてみ、そういう議論をしてもらえないものでしょうか、いかがでしょう。

○小倉参考人 これは、そういうふうな納税者と政治参加という関係については非常に重要なことでございますから、むしろそれぞれの方はそういうことも含めて審議されておるかと思ひますが、直接政治参加と税金の関係をどうするということまでは深くは余り審議したことがないのじゃないかという気がいたしますけれども、これは私に関係してないときにあるいはそういうことが論議されたのかもしれない。

お話の趣旨は、恐らく納税者は納税者としての意識を持つような税制なり徴税の仕組みを考えたかどうか、知らぬうちに税金を納めておるようなことになつていふらしいといふのは困るじゃないか、こういう御趣旨のように拝聴いたしましたわけでございます。

これは先ほどからも御議論でございますようになかなかむずかしい問題でございます、なるほど国民として納税者としての意識を持っていただくためには、申告をし、そして申告の結果どれくらい税金がかかるのだということがわかって、そして税金を納めるというようなことがはなはだ民主的で納税者あるいは国民としての意識もいようになるということ、これは私もそのように思いますが、他方、それによつて今度は税金を納める方がどれくらい手数料がかかるか、あるいはまた、税金をもらう方がどれくらい手数料がかかるかというようなこともありまして、なかなか早急に、私、皆さんの御意見のように納税者意識高揚あるいは自主申告というのがいい、源泉徴収は困るのだ、こういうふうにするにはどうもいかないうような気が実はいたすのであります。

○永末委員 私はいますぐに源泉徴収をやめて申告納税にせよと言つておられるわけではないのでございまして、つまりわが国における納税意識の問題、逆に言えば脱税の問題も、これはいまのようないくつかの種類の税金には余りないのですが、そういう意識があるということは、やはり国を支えているのはおれたちなんだ、それは何でストレートにやっていると税金でやっていると、こういう気持ちを持たさなければならぬ。大島裁判というものはサラリーマンの側における国民の国家意識の目覚めだとはよく思つてゐるのでございね。そういう問題だと思つてゐるのでございね。

さて、時間がございますので、最後に小倉参事人に承りたいのですが、減税より増税を考へねばならぬ。増税というのは国民のこういふ社会層の中でどういふものが担税能力があるとお考へなんでしょうか。増税と言われる限りは、ここに担税能力があるとお考へだと思つてゐるのですが、どういふものなんですか、その担税能力を持つておられるところは。

○小倉参事人 これは深くまでそこまでは私個人として税制調査会としましては検討はいたしておりませんが、一部——一部と言つてはこれは失礼になるかと思つてますが、たとえば企業課税とい

うようなものはもう少し厚くして、そちらの方から相当税金がいただけるんじゃないかという御説もあるわけですね。これは恐らく企業によつてもいろいろ違ひまして、こういう景気状況ですから、非常にいい企業と赤字で何ともならない企業といろいろありまして、一律にはまいりません。企業の中にはなお税負担にたえる、さらに重税負担にたえるものがあるということは、これは否定できないと思つてゐます。

それからまた、今度は所得税でございますが、所得についても、一般的に所得税の負担を増徴するということについては、これは恐らく国民の全体の方、賛成をされなれないと思つてゐるけれども、その中にもやはりもう少し所得税の増徴にたえられ方もおられるんじゃないかと思つてゐるし、それからまた、所得税について諸外国と比較してみると、まあ諸外国と比較するのはいいかどうかわかりませんが、欧米諸国と比べると、日本の所得税の負担は日本の国民所得の水準と比べてどうも高くない、むしろ低いんじゃないか、そういうようなところが役所の関係の資料で、これはごまかせないかぬというおしかりを受けるかも知れませんけれども、そういう資料もございませぬ。そこで増税を考へられる場合に、増税に際してはただでございませぬ、増税に際しては、どうも無理してでもあるんじゃないかという構えでも、多少は無理してでもあるんじゃないかという構えでも、この財政の難局の解決に多少とも寄与できるようにするというのが、大筋としてのこの一兩年の税制調査会の役割りじゃないか。これは国民の皆さんから恨まれる役割りかもしれないけれども、どうもそういうような運命にいまの税制調査会の諸先生方はなつておるんじゃないかという気が実はいたすのであります。

○永末委員 税制調査会が運命論にまで立ち至りましたか、本日はありがとうございます。

○小淵委員長 荒木宏君。

○荒木委員 参考人の先生方には大変御苦勞さまでございます。きょうは、それぞれのお立場から

貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。せつかく伺いました御意見が聞き流しになりませんように、大蔵省に一言確認しておきたいと思つておられますが、お述べいただきました御意見の中に、税制調査会の委員さんの構成について、憲法学者あるいは税法学者の委員さんが少ないのではないかと、こういう御意見がありました。専門委員の先生の中にはそういう方もいらつしやるかのように思つておられますが、私も委員さんの御経歴はつまびらかにいたしませんけれども、しかし、第一部会、第二部会、三十名の委員さんの中には確かに少ないというふうな感じがいたしますので、大蔵省の方でその点参考人の御意見をしかと踏まえて、直接の庶務所管は総務大臣官房審議室でありまして、責任者の方に、情勢に沿うように検討方を取り計らう用意があるかどうか、伺つておきたいと思つてゐます。

○梅澤説明員 ただいま荒木委員御指摘のよう

に、税制調査会は、調査会令によりまして、委員は内閣総理大臣の任命事項になつております。現実には、現在、御指摘のように、専門委員の先生の中に幾人か法律関係の先生に御参加願つておられるわけでございますけれども、先ほど来、いわゆる総会に御参加になる委員の方々の中に憲法を含めた法律学者の委員を加えるべきではないかという御審議の経過は私も拝聴いたしておつたわけでございますけれども、先ほど申しましたように、内閣総理大臣の任命にかかわる事項でもございませぬので、私も事務当局が本日ここできちんとして責任を持つたお答えをする立場にないというところは御了承のことになつておまして、当委員会ですらういふ議論の経過があつたということは、関係部局に伝達をいたします。

○荒木委員 本年の十月が任期と伺つておりますので、せつかくの御意見、審議が具体的な形で生

きておられるかと思つておられますが、憲法論の立場からの税制議論、こういった御意見を伺いました。不公正税制の是正ということにつきま

しての憲法論的な意義と申しますか、あるいは議論と申しますか、もし補足してお述べになることがございましたら、御意見をお聞かせいただきたいと思つてゐます。

○北野参事人 時間がありますので簡単に申し上げますと、どうも法律論というのは長くなり

ので、御了承願ひたいと思つてゐます。アダム・スミスの昔以来、租税原則として平等原則と言つておられます。もつとも、平等原則と申しては、ワグナーの場合とスミスの場合は違つたのでありますけれども、もつぱら財政学のレベルで従来言われてきたものが、私は、日本国憲法のもとでは、応能負担と公平原則というのは憲法上の原則であるということに二十数年来主張しておられます。憲法十四条の法規範的意味として

応能負担という原則が出てくる。これは明治憲法にはできなかった概念でありまして、新憲法によつて初めて構成できる概念である、こういうふう

に考へておられますが、不公正税制を是正するということは、まさにその憲法の平等原則でありませぬ。応能負担の要請を満たすことになる、こういうことになつてきますので、住民税の問題をきょう

申上げようと思つたのですが、住民税は所得税と違つたので、ですから、所得税の課税最低限よりも住民税の課税最低限が低くなつてもやむを得ないのだ、むしろその方が住民税の応益課税という考へ方であつて望ましいのだという考へ方を自治省筋では言つておられますけれども、これは間違つた議論であります。その議論は憲法のどこから

も出てきませぬ。憲法は、国税、地方税含めまして応能負担、能力に応じて平等であるということ

あるとかその他、所得と違うのだという議論は憲法上全然出てこないことを申し上げたいと思います。

それから、不公正な税制を是正するというときは、さつき大島委員からも御質問がありましたときに申し上げましたように、日本国憲法が最も強調しております国会の財政に対するコントロール、財政議会主義あるいは財政立憲主義、この考え方からいきましても非常に大事な問題でありまして、隠れた補助金という形で租税の優遇措置を与えようという事は、これはまさに憲法が要求しております財政議会主義を放棄しているということでありまして、国会の国権の最高機関というその観点からいきましても大変な問題である。ですから、不公正税制を是正することは財政議会主義の復権であるということにもなります。

それから、憲法二十二条の営業の自由、これは権力からの自由ということでありませうけれども、あの市民的な、古典的な営業の自由の概念に従いまして、実は、巨大企業に対して本来取るべき税金を取らないということは、憲法の予定する営業の自由の侵害である、つまり税制の面から企業の独占化、寡占化を促進するということでありまして、これは独占禁止法を待つまでもなく、一連の経済立法の考え方に反することでありまして、憲法論上、古典的な憲法二十二条の考え方に反する。つまり権力が巨大企業のステータスを税制の面から補強している、企業の寡占化、独占化を助成している、そういうことでこれは憲法二十二条の観点からも問題がある。それから、地方税のレベルにつきましても、不公正税制というものは、憲法九十二条、九十四条の自治体の財政権を侵害する、そういう観点からも憲法理論的には考えられる、こういうことを申し上げたいと思います。

○荒木委員 どうもありがとうございます。そこで、そうしたことも踏まえて、実際の訴訟という形態を通して不公正ということに垂直的な問題提起をされました大島参考人にお尋ね申し上げます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十一号 昭和五十二年三月十八日

げたいと思います。

先生の提起されましたあの訴訟につきまして、社会的にいろいろな方面から反響が寄せられたと思うのでございますが、御印象に残っております特徴的な各界各層の意見を御紹介いただければありがたいと思います。

○大島参考人 私が一番はつと思いましたが、国税局関係のお役人から来た投書でございました。これは名前がわかりませんが、決まっていたか、たとえばどこかの商社の人が協賛団という名前を使つてよこしたとは思えないのです。これはどの地方から来たのかというのを申し上げますと、後でその人が非常に不幸になられると困りますので申し上げますけれども、こういうのが何通ぐらいありましたか、五、六通あったんじゃないかと思つております。それから、私ども述べておりますところの捕捉率の問題とか特別措置の問題、必要経費の問題などについても、そのとおりだといふふうに書いてある、これははがきのものもありましたし、手紙で来たものもございます。それからもう一つ、非常に実感がこもつておつたと思つておりますのは、どこの商社かわからないのですけれども、その人の奥さんがよこしたものでございまして、何に使われるかわからないこの高い税金、特にボーナスのときに非常にこたえる、一体これはどういふふうに使われているのだろうか。こういうのを、いまここに持つてきておられますのでうまく内容を説明することができないのでございます。そういうのが非常に印象に残つております。ただし、ひやかしの投書は一通もありませんでした。

○荒木委員 ありがとうございます。時間の関係がございますので、牛嶋参考人、小寺参考人も御意見を伺いたしたのでございませうが、御遠慮申し上げます。最後に小倉参考人にお尋ねしたいと思います。税制調査会の審議は申すまでもなく総理府の設置法、税制調査会令によりまして、税制の本問題等を審議、調査する、こうなつておるわけであり

ますが、同時に、そのときどきにおける政策課題、そうしたことの関連もまたきわめて重要であらうかと思うのです。いま政府の大きな方針といたしまして国会でも総理がしばしば言明されるところで、資源有限時代ということを繰り返して指摘をされておられます。私は税制と資源問題、資源配分機能ということが税の持つ機能の一つとしても指摘されておりますけれども、主たる面は資源政策、エネルギー政策として論じられるところがありません。同時にしかし、税制度の持つ資源との関連ということもまた看過できない側面を持つておると思うのです。

従来そうした場合に、省エネルギーあるいは省資源というような政策目的のもとでの優遇税制、優遇と言いますよりも誘導税制と言いますか、抑制税制と言いますか、そうした間接コントロールがとられておつたように思うのですが、ただ経過を振り返つてみますと、たとえ償却制度一つとりましても、御承知のように昭和三十六年には平均約二〇％の期間短縮、三十九年に同じく二〇％、四十一年には建物中心に一五％、四十三年にはホテル業などを中心にしたして同じく約一五％、四十三年以降は四十七年度を除きましても一五％の期間短縮ということが続けられてきました。大体概数でありますけれども、十数年前に比較してはほぼ半分以上に短縮をされておる。その上にまだ特別償却という制度が、ずいぶんとふえてまいりました。私、先日調査をして一覧表をつくつてみてびっくりしたのであります。そういうこの特別償却が、あるいは普通償却の短縮が、なるほどその都度個々の問題につきましてもは政策目的というところで部分的には整合性はあつておる。しかし、全体として見まして資源浪費ということに大きく結びついている面はありはしないか。浪費というのが一方的な言い方だという説があると思つたらば、そのことが早期取りかえ、つまり機械設備、資産の早期取りかえというふうな面から、今日資源有限というふうな政府が言つておられることに照らして非常に大きな関係があ

ると思ふのです。御案内のように日本経済調査協

議会では、こうした耐用年数を一〇％、二〇％、三〇％延長すればLNGあるいは原油がどのぐら節約できるかというふうな試算も進められておりますし、また特別償却の面でもそうしたことが大いに言えようかと思つております。

そこで、税制調査会におきましても、そうした側面からひとつ論議を深められることがいまの経済情勢、社会的な要請、また政府みずからが言明をしておられるところにもいささか沿うゆえんではないかと思つておるのですが、ひとつ御存念を伺いたいと思つております。

○小倉参考人 別に総理が言われるからというわけでもございませぬけれども、確かに省資源あるいは資源を循環して使う、リサイクルングといったようなことが必要な時代にもなつて入つておるわけでございます。省資源なり資源の有効な利用ということについて税制上寄与できるというようなことでございませぬれば、いまお話しのように、耐用年数を延ばすとかあるいはお話しのように短くするとかいろいろあると思つては、十分これは今後の税制上検討を要する事項かと存じます。

○荒木委員 そこでもう一言関連して何つておきたいのですが、従来の手法でありますと、省資源、省エネルギーという目的、政策課題のために、たとえそれに沿う設備、機械に特別の措置をとる、こういう手法がかなり一般的であつたかのように思つております。特別償却の問題が論じられる都度、それぞれ個々の政策目的はあります。しかし、おおよそ掲げられる政策課題のない時代というのではないのであります。そうしたものが掲げられない政治というものもまたないわけでありませうから、個々の政策課題というものをその都度、中身は変わりますけれども、掲げていき、それに特別の措置をとるといふことは、なるほどミクロ的には整理合理化といふことは行われていきま

の措置自体は変わらず、むしろふくれるといったようなことで、そうしたことについては、これは無利子の援助金だとかいろいろなことが言われておりますけれども、続けば、つまりエンドレスに続けば、もう実質的には免税と同じことで、決して繰り延べということにはならぬわけでありませう。先ほど参考人がおっしゃった、一昨年でございましたか、整理合理化、またその後引き続いて進められておるといふことでありますけれども、同時に、いま申しましたような観点で、マクロ的にどういふ効果を及ぼしていくかということ、少し時代もさかのぼって、高度成長と言われた時代の十数年ですね、ちょうど転換とも言われておるわけでありませうから、そうした論議もひとつ税制調査会で進めていただく必要もあるのではないか、こう思います。

時間の関係がありますので、その一点と、もう一言、同時に、先ほど例として償却問題、特別償却含めて申し上げましたが、これらの物価への影響、言うまでもなくコストを構成しておるわけであります。それもまた一つの討議部門として取り上げていただくことも必要なことではないか。試算によりますと、減価償却費、五十年で資本金一億円以上の分が約四兆四千億でございますが、そうした償却費用の低減によってコストの引き下げになるといふことは、筋道から言えば御理解をいただけると思っております。もちろん全体の景気との兼ね合いがありますし、それから実質的に企業増税になることについての幾つかの論があることは十分承知しておりますが、いま申しましたマクロ的にひとつ特別の措置を見直すということ、それから物価との関連もひとつ十分吟味していただくということについてお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○小倉参考人 お話のように高度成長時代から安定成長といえますか、低成長時代に移り変わるという事になってきたわけでございますので、恐らくこれはいろいろこれまで政府で講じてきた経済政策について、財政支出の面からあるいは収入

の面から両面にわたって検討しなければならぬことがずいぶん多からうと思えます。ただいまお示しの償却費についても個々の機械設備を指定してこれについては特別償却を認める云々というようなことが従来の特別措置の指標であつたかと思ひますが、お話のようにマクロ的に償却の問題なんかでもいまの安定成長に移るときにいかにあるべきかといふようなこと、そしてまた物価問題のやまましい折から、物価問題にも寄与するにはどうしたらよろしいかといふことは、確かにこれから十分審議検討すべき事項かと思ひます。

○荒木委員 時間が来ましたのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

○小淵委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、来る二十一日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会